

平成19年第4回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成19年12月11日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 森本節弘	2番 江澤信明
3番 正木文男	4番 笠井高章
6番 松永涉	7番 篠原啓治
8番 吉田正	10番 木村松雄
11番 阿部雅志	12番 岩本雅雄
13番 稲井隆伸	14番 武田矯
15番 月岡永治	16番 三木康弘
17番 香西和好	18番 出口治男
19番 原田定信	20番 三浦三一
22番 吉川精二	

欠席議員（2名）

5番 児玉敬二	21番 稲岡正一
---------	----------

会議録署名議員

3番 正木文男	4番 笠井高章
---------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 小笠原 幸	副市長 野崎 國勝
収入役 光永 健次	教育長 板野 正
総務部長 八坂 和男	市民部長 洙田 藤男
健康福祉部長 秋山 一幸	産業建設部長 吉岡 聖司
教育次長 森口 純司	総務部次長 田村 豊
市民部次長 岡島 義広	健康福祉部次長 笠井 恒美
産業建設部次長 岩脇 正治	吉野支所長 岡村 清
土成支所長 佐藤 吉子	市場支所長 成谷 洋子
財政課長 遠度 重雄	水道課長 森本 浩幸

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 藤 井 正 助

事務局主幹 平 岡 道 代

事務局長補佐 友 行 仁 美

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

日程第2 議案第76号から議案第89号まで

(質疑・付託)

午前10時00分 開議

○議長（三木康弘君） それでは、ただいまの出席議員数は19名で定足数に達しており、議会は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（三木康弘君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回に引き続き行います。

まず、2番江澤信明君の一般質問を許可いたします。

江澤信明君。

○2番（江澤信明君） おはようございます。議長の許可を得ましたので、2番江澤信明、12月議会の一般質問をさせていただきます。

きょうは、大きく3つの質問をさせていただきます。

まず1つは、地籍調査の現状。それと2つ目は、国民健康保険の統一化に伴う政策について。それと、観光政策についてでございます。

それではまず、1つ目の阿波市の地籍調査の現状ということで質問させていただきます。

阿波市も合併してはや2年が過ぎ、各町の行政、政策に違いがありましたが、今は市として統一された政策が行われています。阿波市も地籍課があり、また職員の方々が日々業務を行っております。そこで、固定資産税の評価の基準となる土地の地籍調査がどのようなになっているかをお尋ねします。以前、新聞報道で旧吉野町の地籍調査が今後30年間、それでまた約20億円ぐらいかかると報道されましたが、他の旧町3町にも地籍がまだ調査がなされていないところがあり、土地の売買、そしてまた農地の転用、家屋の新築等にすべての市民がまた不便を感じ、また不利益をこうむると思いますが、もう少しスピードアップして取り組んでほしいと思うんですが、またこの体制づくりをどうするのかということと、そして旧町ごとの地籍調査の現状を担当課の方から説明していただきたいのと、そして地籍調査がどのような手続で完了し、また何年ぐらいで土地台帳に載って完了するのかという地籍調査のシステムを説明していただきたいのと、今後の見通しはどうかと。

それと、ことしはどれぐらいの何筆ぐらい完了したのかということをお聞きしたいと思えます。担当部長にお願い申し上げます。

○議長（三木康弘君） 吉岡産業建設部長。

○産業建設部長（吉岡聖司君） おはようございます。

江澤議員の一般質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず、地籍調査ということでございますが、地籍調査事業につきましては、国土調査法によりまして国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍調査の明確化を図るため、国土の実態を科学的にかつ総合的に調査することを目的として、昭和27年より実施がされております。

県下の状況につきましては、徳島県の地籍調査事業は昭和28年度に着手をいたしております。これまでの進捗率でございますが、徳島県では22.89%、全国平均では47%あるわけでございますが、かなり低い数字になっております。

さて、阿波市での調査面積は、全市の面積が190.97平方キロメートルから、河川敷や国有林、換地を伴う土地改良事業箇所等を除いた174.05平方キロメートルであります。このうち、平成19年3月31日までに136.92平方キロメートルにつきまして調査が完了をいたしております。平成17年度につきましては、旧阿波町の天西山地区の一部0.78平方キロメートルの調査が完了をいたしております。残り37.13平方キロメートルが未調査となっている状況でございます。

それでは、旧町別の地籍調査の進捗状況をご報告を申し上げたいと思えます。

吉野町では10.9%、昭和63年から6年間実施をいたしております。土成町では100%、昭和46年より13年間かけて完了をいたしております。市場町につきましては、昭和46年より33年間、80.3%でございます。阿波町におきましては、68.1%、昭和49年から平成3年、平成15年から平成18年、17年間実施をいたしてきております。阿波市全体では78.7%、そのうち平地が89.4%、山間部では70.9%でございます。調査がまだのところはどうするのかというご質問でございますが、市場町、阿波町は山間部であり、所有者が植林及び伐採等で山に入ることもなく、全く管理をされてないのが現状でございます。特に、境界を知る人がほとんどいないという状態でございます。調査は極めて困難という状況であります。

今後の取り組みといたしまして、まず平地部から進めていくとして、おくれております吉野町を早く完了させなければならないと、そのように考えておるわけでございます。

吉野町の状況を申し上げますと、調査対象面積10.32平方キロメートル、筆数では約2万9,000筆、そのうち調査済み面積は1.12平方キロメートル、筆数で置きかえますと2,650筆ほどございます。未調査面積は9.2平方キロメートルで、筆数は約2万6,350筆残っております。平成19年度より吉野町の調査に入りまして、吉野町の柿原、小笠乙地区、560筆を実施をいたしております。

現状における予算、事業費で約700万円程度でございますが、人員5名では毎年500から700筆程度が精いっぱいという状況でございます。

また、地籍調査の部分で難しい部分でございますが、特に筆界未定地を極力出さないように慎重に調査を進めていかなければならない。それと、土地の権利意識と申しますか、そういう問題もございます。さらに、事務処理に相当の日数がかかると、早く進まない原因の一つでございます。

どういう手続で地籍調査を行っておるのかというご質問でございますが、1年目、2年目と大きく分けまして、2年間で完了するわけでございます。1年目につきましては、測量の工程、地元説明会、調査地区外のくい打ちの設置、それから道路管理者等々の立会確認、それから一筆地調査、測量とあるわけでございますが、約11カ月かかります。それと、2年目にはやっとな図面の作業に入っていくわけでございますが、図面の作成でも、原図の作成、面積測定、それから2年目でなければできない閲覧という作業がございます。それから、再調査を経まして、地籍図、地籍簿の作成、それから認証手続を経て、最終的に登記がなされると、これにつきましても8カ月相当期間がかかるわけでございます。それぞれが一つずつこなしていかないと次に移れないというふうな時間のかかる作業があるわけでございます。

それから、予算ということでございますが、先ほど議員の方から20億円というふうなお話ございましたが、担当課の今後実施していく段階でどれぐらいの予算が要るかという内容につきましては約2億円、けた間違いと申しますか、2億円で国、県等の補助金があるわけでございますが、国においては8,000万円、それから県においては4,000万円、あとが8,000万円の市負担ということでございます。

今後どれぐらいかかるかということをご質問でございますが、このままの状態でございますと、かなりの時間がかかっていくと、約30年程度かかるのではないかというふうなことも想定されるわけでございます。今後におきましては、そういうもろもろの諸般の事情を考慮しながら、どうすれば早く完了できるか内部で十分検討、協議を行いまして、当

然ながら国県補助金の枠もあるわけでございますので、そういうふうな状況もいろんな要望もしまして、また市の予算、人員の確保等々十分協議をいたしまして、特に特殊な業務ということもありまして、事務に精通した職員が必要になってまいりますので、養成を図りながら効率よくできる限り早期に完了できますよう進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 江澤信明君。

○2番（江澤信明君） 今の部長の答弁をお聞きしていますと、阿波、市場は山間部が残っていると、それでまたその境界がわかる人が少なくなっておると。それからまた、土成の方は100%終わっておりますと。それと、吉野町は平地部ばかりですけれども11%ぐらいしかできていないということで、阿波、市場の方は今後とも測量して、それだけの経費を入れて、また固定資産税がそれだけ上がるかというふうな経済効率の問題もあろうかと思うんですが、もうこれからほとんどする気はないのか。また、恐らく時間と経費が多分にかかり過ぎて、ちょっと難しいかなあという感じを今お受けしましたけれども、吉野町の11%ぐらいというのが、これ余りにも少ないし、すべてが年間500から700筆ぐらいしかできていないし、今年度もそれぐらいの予定しかできていないのかと。今、答弁を聞いておりますと、地籍調査がある地区に入って立ち会いしていただき、くいを打って、測量をして、図面、それからまた閲覧、認証まで約2年かかるということなので、ことしくいを打ったところが2年先によりやく終わるというふうな工程でございますので、一般の方々はくいが打たれたら、測量が皆終わって、全部土地も地籍が終わったような感覚をお持ちでございますので、その辺のところをまた立ち会いに来ていただいた方々にはその手順のようなものをよく説明して、地籍調査に理解をしていただくようお願い申し上げます。

それから、旧吉野町で今2万6,500筆残っているということで、まず500筆から年間700筆やれば、先ほど部長が答弁されたように、今後30年かかるということで、これ地籍というのはやはり固定資産税の評価の一番もとになりますので、そういうことで固定資産税がそれぞれ評価が確定するもとの台帳が狂ってきたら、今後長年の間狂うような、逆に多く払っている人もあるかもわかりませんし、また少ない人もあるかもわかりません。このような状況を長年続けておれば、やはり行政不信に陥りますので、今後30年といったら、私恐らく寿命が尽きていると思いますし、お答えしていただいた理事者側も

ほとんど寿命が尽きておるとお思いますので、プロジェクトのようなものを組んでスピードアップを図ったらどうだろうかというふうに思います。

それと、地籍調査を確定していなければ、官民の境界のようなものがきちっと確定されているのかどうか。以前、同僚議員の方から質問があつて、柿原小学校の校庭の中に民地の名義が残っておると、そういうような状況もあるかと思うし、道路上にまだ民地が残って名義を書きかえていないところもあるかとお思います。そういうところは、また税の方はどのようになっておるのか。名義がそのままだったら恐らく同じような状況で、固定資産税がその道路上の民地にかかつておるかもわかりませんし、その場合気がついて還付請求された場合、そのときの対応はどのようにしているのかということをお聞きしたいとお思います。

○議長（三木康弘君） 洙田市民部長。

○市民部長（洙田藤男君） 江澤議員の固定資産の課税についてでございます。

固定資産税における土地の課税につきましては、登記の地籍及び地目をもとに課税を行っております。もし、市道または農道等で分筆の登記が行われていない場合でも、道路管理者からの客観的な資料、例えば道路施工図、管理図、丈量図等の提出があれば修正をして、その修正された面積で課税を行っております。また、地目につきましては、できるだけ現況課税に努めておるところでございます。もし課税誤りがある場合につきましては、地方税法では5年間さかのぼっての還付ができることとなっております。

以上です。

○議長（三木康弘君） 吉岡産業建設部長。

○産業建設部長（吉岡聖司君） 阿波、市場町の山林の部分の地籍調査、今後どうしていくのかというご質問でございますが、この問題につきましても今後いろんな問題点を整理いたしまして、できれば早急に対応していきたいと、そのように考えております。

それと、先ほど工程を申し上げましたけれども、いわゆる今小笠地区をやっておるわけでございます。甲、乙と2つございます。それで、1地区は2年間かかるかというところではなしに、2年目には違う地区を測量に入りまして、それで2年目に完了、また次の2年目に出発したところはまた3年目に完了というふうな形になってくると、そういうふうにご考えております。

それと、団地ごとにそういうふうな測量をして、完成していくわけでございます。プロジェクトを組んではどうかというご質問でございますが、そういうことも含めまして今後

十分内部で検討をしていきたいと、そのように考えております。

境界確認につきましては、適宜その都度確認を行っております。

担当課では5カ年計画を立てておるわけございまして、平成20年には小笠地区の乙地区560筆、それから平成21年、22年にかけては320筆と460筆、そういうふうに2年で1地区かという、2年で2地区をローリング方式というか、足しながら作業を進めていくということでございますので、ことしにつきましてはそういう測量ができました。平成20年につきましては、測量ができました乙地区の分の560筆の図面の作成をしていくということでございます。

なお、プロジェクトチームを組んで、早期に完成という議員のご意見についてでございますが、その辺につきましてもまだ具体的には決まっておりません。ですから、そういうもろもろ上司と協議をいたしまして、早期に完成できますように努力をしていきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 江澤信明君。

○2番（江澤信明君） 固定資産税の方は現状で面積において課税していると。また、間違いがわかれば還付請求とか、5年間さかのぼって還付するというところでございますので、なるべくそういう民と官の境界、それを早く整理をして、そういう間違いのないようにお願い申し上げます。

それと、地籍調査をきちっと確定しなければ、いろんな土地の流動化などに対応がなかなかしにくいと思いますので、市としても平地部の人家が多いところとか、人が住んでいるところを、皆さんで協議されまして、そういうチームのようなものをつくりまして、早急に完了してもらえたらと思いますので、よろしく申し上げます。

それと、2つ目の質問に入りたいと思います。

国民健康保険税の統一化に伴う政策についてでございます。

国民健康保険税が旧4町でばらつきがありましたが、ことしに入り税の統一化が図られまして、税の中には資産割という部分ございまして、委員会の条例決議のときの附帯条項としまして、旧吉野町の未評価の固定資産を2年間ですべて評価するというふうに決議し、ことしに税務課内に家屋現況調査室を設け、室長を含め7名の職員で業務に当たられていると思います。このチームは約700軒とも言われている未評価の物件を毎日1軒ずつ歩いて調べて、大変頑張っているようにお聞きしております。現在、調査が終わってる地

域と家屋の軒数はどれぐらいなのか。

また、その家屋の調査方法はどのようにしておるのか。

それと、国民健康保険税もふえると思いますが、その中で何割が国民健康保険で、何割が社会保険とか、共済年金とか、それはなかなかわからないと思いますけれども、まずすぐわかるのは固定資産税がどれぐらいふえそうなのかということ。これは固定資産税の方だけで構いませんので、概算でどれぐらいふえるというふうなことで。

そして、今後の2年間で終わるというふうな決議でございますので、見通しはどうかということをお聞きしたいと思います。

担当部長にお願い申し上げます。

○議長（三木康弘君） 洙田市民部長。

○市民部長（洙田藤男君） 江澤議員の国民健康保険税の統一に伴う政策についてということで、家屋の現況調査の現状、進捗率と今後の見通しということでお答えをいたします。

平成19年4月1日に家屋現況調査室が設置され、職員7名が配置されました。旧吉野町の固定資産税に伴う未評価家屋の調査を行うものであります。現在、五条、西条、柿原地区に分けて、順次集中的に調査を行い、五条地区をほぼ完了し、今年度中に柿原地区の調査を完了したいと考えております。来年度は、西条地区の調査を行い、すべてを完了したいと思っております。

平成19年11月5日までの税務課への報告分ではありますが、未評価家屋の木造家屋が327棟、非木造家屋が343棟、合計で670棟、世帯にしては406世帯の調査を完了いたしております。また、課税漏れと申しますか、評価データはあるのだが課税されていない、調査表はあるが課税をされていないという軒数が128軒ございました。これも報告をいたしております。

それで、固定資産税の額といたしましては、概算で未評価家屋が740万円程度、それとデータを発見して課税されていない部分が38万円程度でございます。

それと、家屋の調査方法につきましては、航空写真と課税台帳を照合いたしまして、未評価家屋が発見されれば、現地調査を行い、後日評価に伺うという形をとっております。

進捗率でございますが、地域的に見まして約50%が完了したと考えております。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 江澤信明君。

○2番（江澤信明君） このプロジェクトチームはことしに入って仕事をしまして、50%完了しておると、すばらしい数字だと思っております。大変努力していると思いません。

それから、金額的に740万円、それで税的には38万円ふえるということでございますので、まず今までの議会の中で税収の多様化を図るということでいろいろな提言をされております。いろんな命名権とか、テレビのCMに企業というふうがいい提言がされておりますが、一番早い、早く言ったら税収を図る方法というのはこういうふうに未評価とか、課税されてない部分を課税していくと、当たり前のことが今までできていなかったということで、その当たり前のことを当然のごとく仕事をすれば税収もふえてくるということでございますので、この点は十分業務の方で対応できると思っておりますので、今後ともそういうことでお願い申し上げます。

それから、今吉野町のところでプロジェクトチームを組んでそういうふうにしておりますが、他町村の中にも恐らく同じような未評価があると思うんですが、これはどのようにして調べておるのか。

それと、航空写真と照らし合わせて未評価の家屋を発見して、一軒一軒中へ入って調べてということで、調べるときには項目があり、そういうふうな家屋調査の全国的なソフトなどがあって、それに照らし合わせてまた調査項目で、このおうちはこれぐらいの評価で、これぐらいの税がかかるというふうな、そういうソフトがあつてやられておると思うんですが、その辺ちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（三木康弘君） 洙田市民部長。

○市民部長（洙田藤男君） 再問にお答えいたします。

吉野地区以外の旧市場、阿波、土成の未評価につきましては、順次新築家屋も調査をいたしておりますが、固定資産税係の方で調査をいたしております。

それと、評価基準でございますが、それは再建築費を算出する式がございまして、それに当てはめて計算をして、建設年度によって経年補正をいたしまして評価額を出しております。

先ほど、744万円と言いましたのは税額でございまして、評価額につきましては5億3,100万円の未評価家屋の評価をいたしております。税額として740万円程度ということでございます。

それともう一つは、調査表を発見したとか、データがあつたのに課税していなかったと

というのが評価額で2, 730万円程度で、税額として38万円ぐらいあるということです。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 江澤信明君。

○2番（江澤信明君） 部長の答弁の中にすばらしい税収の効果がありまして、この1年の調査だけで約780万円ほどの税収がふえると、こういうことでございますので、再々問として市長にお尋ね申し上げます。

小笠原市長は、公正で公平な行政をしなければならないということを常々おっしゃっておるわけです。先ほどの1番の地籍の問題、そして今質問しております家屋の未調査の問題、これによる固定資産の未評価が今後も、家屋は2年間で終わりますけれども、土地の地籍あたりは今後も長期にわたってそういう問題が残るという状況でございますので、これにかかる国民健康保険税、固定資産税等の税負担の公平さという部分に多少問題が残るのではないかと。そういう問題が長期にわたりますと、市民の行政不信を招くことにもなりますので、小笠原市長におかれましてはぜひとも阿波市行政の税に対する基本方針、それと抜本的な対策をとってもらいたいと思っておりますので、小笠原市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三木康弘君） 小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） 江澤議員の再々問にお答えを申し上げます。

ただいま担当部長からもご説明申し上げましたように、私どもはやはり公平、公正ということを原則としておりますので、この目的達成のために努力をしていきたい。同時に、余り長期にわたりますと、そこにまた不信というのもできますので、できるだけ担当課とも協議をしながら、スタッフをふやして、そして一日も早くこれらが解決ができるように努力をして、市民の皆さんの信頼と協力を得たいと、このように考えております。今後ともとどまることなく、そういう目的を達成のために全職員で頑張っていく所存でございますので、江澤議員初め、議員各位にも格別のご指導をお願い申し上げます。

以上で答弁といたします。

○議長（三木康弘君） 江澤信明君。

○2番（江澤信明君） 小笠原市長の強い決意を聞きまして、今後とも行政側としましてこういう問題を早期に解決するようにお願い申し上げます。

それでは、3つ目の観光政策についてでございますが、阿波市内には世界遺産を目指す

四国八十八カ所、このうち4カ所のお寺がございます。ここ最近歩き遍路が多くなりまして、時々道に迷われて地図片手に道を聞かれる方がおられます。私もことし春のシーズンに畑の中で、日時は違いますが2人ほど道に迷われて、次の藤井寺に行くのはどのようにしたらええのかということをお聞きしまして、私も川島の潜水橋のところまで車で送っていただいてありがたいお札をいただきましたけれども、できましたらそういうふうな道に迷わないような観光案内板をもう少し整備してあげて、また阿波市の観光パンフレット等の中に道順みたいなものを各お寺にお渡しするとか、そういったことを提言したいと思います。

それと、あと一つも提言でございますけれども、私は八幡の町に住んでおりますので、八幡の町のころからよく川島の潜水橋を懐かしがって復活したらどうかと、そのときはまだ年は寄つとるけれども船頭ぐらいはできるぞというふうな、ボランティアでもするわというようなことをよく聞きます。吉野川市は何か川のイベントのときに渡しは復活しておりますので、安全面とかいろんなものに問題はあろうかと思っておりますけれども、これも一つ検討していただけたらと思います。この2つ、先ほどと大分問題は変わりますけれどもお答え願います。

○議長（三木康弘君） 吉岡産業建設部長。

○産業建設部長（吉岡聖司君） 観光政策について。

阿波市内には、世界遺産を目指す四国八十八カ所のうち4カ寺がある。ここ最近歩き遍路をされる人が多く見られるが、よく道に迷われる方がおられる。市内の案内板の整備を検討してはどうかというご質問でございますが、最近映画「眉山」などの上映によりまして徳島の知名度も上がっております。阿波踊り、それから四国八十八カ所の霊場も一段と人気が出ているわけでございます。多くの観光客が訪れまして、うち四国遍路には現在年間15万人程度の方が来られておるといふようなことを聞いております。特に、いやしとかいろんな思いを込めまして巡拝をされておられるわけでございます。

その中で、最近歩き遍路の方も多くなっているといふようなことも聞いております。また、本年四国八十八カ所霊場と遍路道として世界文化遺産暫定リスト入りに向けまして、四国4県の推進協議会が進められているところでございます。

阿波市には、八十八カ寺のうち7番から10番までの4カ寺があるわけでございますが、その間の遍路道につきましては国交省指定の四国の道として県で管理がなされております。遍路道の案内板、標識などを交差点などに設置をしておりますが、市といたしましても再度現地を調査をいたしまして、必要な箇所につきまして増設、修繕箇所等を早期に

把握をいたしまして、県に要望するなどして早急に対応していきたいと、そのように考えております。

また、渡しの件についてでございますが、阿波市内にも過去には何か所かそういうところがあったと思われるわけでございます。特にこの件につきましては、吉野川の管理者であります国交省との協議が必要でございます。そういうところでクリアすべき点が数多くあると思いますけれども、大変難しい部分もあるとは思いますが、現在実施しております吉野川市、先ほど申し上げましたとおりに、青年会議所で本年10月から平成の渡し船としてイベントが行われておるということでございます。現在実施しております青年会議所、吉野川の青年会議所にも情報収集等を行いまして、そういうものが阿波市で可能かどうか今後検討をしていきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 江澤信明君。

○2番（江澤信明君） 善入寺島の中でよく間違われる方が多いんですね。潜水橋の大野島橋を渡っただけでもう川島に着いていると思い、吉野川って案外狭いなという感覚で善入寺島の中をうろうろしている人がたくさん見受けられますので、善入寺島の中に看板が建てられるかどうかというのも国交省と協議していただき、看板が建てられるような状況であれば、あの中に看板を建ててください。そうしないと、人家がなく、畑だけのところを、結構西東しておりますので、そういうことをお願い申し上げます。先ほどの1番の地籍の問題、2番の家屋の未評価、これだけは今後とも、理事者側に真剣に取り組んでいただきたいと思っております。それでは、質問を終わります。

○議長（三木康弘君） 以上で2番江澤信明君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（三木康弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、6番松永渉君の一般質問を許可します。

松永渉君。

○6番（松永 渉君） 6番松永渉、議長の許可を得ましたので一般質問を始めます。

新庁舎建設についてであります。

新庁舎建設については、合併後2年半余り、企画から特別委員会で調査検討されています。その内容が十分に市民に知らされていないこともあり、市民の中には庁舎建設を反対する声も多く聞かれます。このような状況の中で説明責任を果たすべく、また市民の庁舎建設の理解を得るべく、2年半にわたる新庁舎建設の調査検討状況の報告を求めます。

次の質問に移ります。

これからの質問につきましては、先般総務常任委員会が岡山県井原市、広島県庄原市を行政視察しました。主な目的は庁舎建設と国民健康保険税の徴収率の向上の方策を調査検討することです。

この視察で気づいたことについて質問をします。

庁舎建設については、9月議会において市長より今年度中に建設予定地を決定したいという発言をしている状況の中で、まずは徳島県における阿波市の位置づけ、阿波市におけるところの庁舎の位置づけの問題であります。徳島県の中で阿波市をどのように位置づけられるのか。徳島県の中で阿波市は工業地帯なのか、商業地帯なのか、産業地帯なのか、それとも中核都市なのか、そういう位置づけのもとに今後のまちづくりの方向をどう定めていくのか、文化の拠点にするのか、学校特区にするのか、産業振興の町にしていくのか。

また、庁舎建設がまちづくりに果たす役割は何なのか。

さらには、庁舎建設による阿波市の活性化の役割は何か。特に、庁舎建設による新たな産業を創出することはできるのか。視察先の庄原市は今年にもう庁舎建設を始めていると思います。そこでは、新庁舎に新エネルギーのチップボイラーや、地中熱を活用してランニングコストを半分に下げる努力をしていました。それとともに、チップやボイラーの製造、地中熱の空調の研究と関連産業の創出を考えています。最終的には、市の将来像でありますバイオマスタウン構想へとつなげています。阿波市においては、庁舎建設による新たな産業の創出やタウン構想は何かあるのか、答弁を求めます。

3点目には、庁舎建設と市民の参画と協働についてであります。

阿波市の第1次総合計画には、あらゆる分野において市民と行政が手を携えて行動を起こす協働のまちづくりを活発に進めると書かれています。では、まちづくりの拠点、また行政サービスの拠点であります庁舎建設については、どのような市民の参画と協働に取り組まれるのか答弁を求めます。

4点目には、庁舎建設と行財政改革の整合性についてであります。

私は、もう庁舎建設は行財政改革、特に人件費削減が第1の目的だと考えています。しかしながら、9月の庁舎特別委員会では、平成18年4月1日の職員数で庁舎規模を計画をしている。一番職員もふえている、また管理職も多いところで庁舎規模を決定している。特に、行政改革、特に組織改革や職員削減との整合性がないので、この分は見直すべきでないかと思えますけれども、このことについても答弁を求めます。

以上、質問をいたします。

○議長（三木康弘君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 松永議員の庁舎建設についてご答弁申し上げます。

1点目の新庁舎建設の調査検討状況についてでございますが、今年度に入りまして庁舎内の庁内検討委員会を立ち上げております。そこで新たに議論を始めまして、庁舎の規模、取得面積、建物の構造、事業費等、基本的な事項について一から検討を加え、9月27日に開催されました庁舎特別委員会において、その内容についてご提案をさせていただいたところであります。

一方、財政面では、合併市町村に認められております合併特例債の庁舎建設費の全額対象とならないため、多額の一般財源が必要となります。そのため、厳しい財政状況下ではありますが、市民生活に影響を及ぼさずに庁舎建設費を確保するべく建設基金の創設や歳入についての各部各課の将来見通しについて十分検討を加えると同時に、財産処分を含めた歳入の増額策について現在各部にお願いをして調査中でありまして、他の資料も含め、わかり次第特別委員会、また議員の皆様にご提案していきたいと思っております。

また、市民の皆様にも調査の内容等について、わかる範囲でできるだけそういった広報をしていきたいと考えております。

また、2点目の庁舎の役割、位置づけでございますが、ご承知のように、第1次阿波市総合計画基本構想の中で新庁舎を核とした市の中心拠点としての形成を図っておるわけですが、ご質問の中にありましたように、本市は農業立市であります。やはり庁舎を拠点として、農業も大事でございますが、その周辺、文化、そういったものも十分、その施設の縁といいますか、周りにそういったいろんな拠点としてのまちづくりを図っていく必要がありますが、このまちづくりを進めるためにおいては、やはりいろんな各方面の方々の意見を聞き、反映させながら一緒になって拠点づくりを図っていかねばならないと考えております。

次に市民の参画、協働への取り組みでございますが、今申し上げましたように、まちづ

くりを進めるにおいては、やはり住民参画の重要性は十分認識をいたしております。その選考基準や、また多岐にわたるであろう意見の集約方法、また反映の仕方について十分検討しなければならないと考えております。

続いて、4点目の庁舎建設と行財政改革のご質問でございますが、現在4カ所の行政拠点点を1カ所に集約することによって、長期的な人件費の削減効果は検討委員会の中で調査をした段階では約39億円弱と見込んでおります。先行投資となる建設費用の確保が可能であると考えております。また、組織の分散による行政効率の悪さから、時間と労力において人件費換算で約2,700万円のロスが出ていると積算をしております。したがって、組織が分散した現在の状態を早期に解消するべく、新庁舎建設を実行し、本庁方式による行政運営が望ましいと考えております。

今回のシミュレーションは平成18年4月1日の職員数を限定して計画をしております。議員ご指摘のように、その分がおかしいので、そこを直すつもりはないのかとのことで、そういったご意見も十分あるかと思えます。人員削減、面積の関係もございしますが、人員の総数でいろんな面積を決めていくわけですので、何か基準というものがなければ想定できません。基本的には、これを基準として、その内容については、いろいろ意見を聞いて、いいものにしていかなければならないと思っております。

○議長（三木康弘君） 松永渉君。

○6番（松永 渉君） さっきの協働と参画につきましては、私は審議会でもずっと言ってきたんですけども、まずは企画立案の段階から参加させなければ、本来の参画と協働というものはないと思っております。

それで、井原市においては、一応建設決定前から庁舎建設懇話会、市民12名、幹部職員10名、それから若手職員10名、それぞれの組織からつくり、調査検討されてきました。今回の行政視察で本当に思ったことは、自主財源の多い市ほど市民の参画と協働が進み、市民の税金を大切に使っています。また、税の徴収も的確に行うとともに、行政サービスもしっかりと精査している。公務員自身もむだ遣いできない行政システムを構築しています。

庁舎はまちづくり、行政サービスの拠点であります。この拠点建設に関して、市民の参画と協働にどう取り組むかが阿波市第1次総合計画の総合指針である住民力を結集した新たなまちづくりを進める、これが言葉だけで終わらないことを願っております。

ことしの職員研修の中でもちょっと参加させてもらったんですけども、市民の参画と

協働とは、市民が共同経営者であるという意識を持つところから始められています。参画と協働については、担当しています総務部企画課の取り組みに今後期待したいと思いません。

さっきの日にちですが、平成18年4月1日で職員数を決めるということについて、もう一度再問をいたします。

視察先の井原市では、平成18年の歳出総額は198億3,579万1,000円、人口約4万6,000人、面積243.36平方キロメートル、職員数363人、人件費32億2,424万6,000円。阿波市と比較すると、歳出総額で約20億円、事業費で20億円多いんです。人口は約4,000人多い。面積は約52平方キロメートル、1.27倍あるんです。職員数は71人少ない。ラスパイレス指数、阿波市96.9、井原市93.6で3.3低い。人件費は何と約7億円少ない。今、阿波市で一番取り組まなければいけないことは、人件費の削減である。また、今話しました庄原市で始まっている庁舎建設は、職員1人当たりの庁舎面積は阿波市に比べると5平方メートル少ない。要するに、阿波市は先ほど言った時点でやりますので35平方メートル、ところが庄原市では30平方メートル。何が原因か、管理職が少ないから。阿波市は管理職が77人、庄原市は30人、約2.7倍おります。そのために計画庁舎面積が多くなっています。平成18年4月1日を基準とした庁舎建設計画は、職員数や管理職が多過ぎて、まず6回もシミュレーションをしています。1回分ぐらい違うと思います。合併の目的や第1次総合計画の目的には合わない、簡素で効率的な行政組織の構築にはならない、行財政改革、特に組織改革や人件費の削減を意識しない庁舎建設は、私は必要ないと思います。

もう一度聞きます。平成18年4月1日を今後もそこを基準にして検討されるのかどうか、再度答弁をお願いします。

○議長（三木康弘君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 松永議員の再問についてお答えを申し上げたいと思います。

きのうもいろいろご質問いただいたわけですが、いろいろ提案をさせていただきました。

まず、職員の人員、シミュレーションを立てる場合にいつの時点でということもございしますが、現在庁舎建設について25、26の設定ということで進めておりますが、今議員が言われておりましたように、年々職員退職もあるし、人員についてはそれは間違いなしに減ってまいります。そういったことで、シミュレーションについても職員の人数によっ

て建物の面積とか、いろいろ変わってきます。それは当然見直しながら、あくまでも18年4月1日はシミュレーションの基本としてやっておりますので、そういった変動については見直ししながら計画を立てていかなければならないと、そのように思います。

○議長（三木康弘君） 松永渉君。

○6番（松永 渉君） 本当に行革でやるのなら見直してほしいと思います。

今回の視察で感じたことは、庁舎が市の顔とかシンボルとかという時代ではなく、行政の役割、税金をより効率的に市民サービスにつなげる、行政の責務、最少の経費で最大の効果を出す簡素で効率的な事業所をつくる時代だと感じました。入れものではなく、中身が問われる時代であります。今、庁舎建設を市民に理解してもらうには、100%自主財源を使っても建てなければならない事由を市民とともに考えることであります。担当職員 of 企画立案能力を期待しております。

次の質問に移ります。国民健康保険についてであります。

まず1点目に、医療費の増加の原因と対策について。

阿波市においては、糖尿病や高齢化の進行とともに、医療費の増加が懸念されています。医療費削減のために、原因をどのように分析し、どのような対策に取り組まれているのか、医療費の多い病名はどのようなものがあるのか。

2点目に、国民健康保険が高額である原因と対策について。

阿波市の加入者1人当たりの健康保険税は、視察先の2市に比べて1万2,000円余り、率にして21%高いが、この原因とまた対策はどのように考えられるのか。

3点目には、国民健康保険税の収納率向上対策は何なのか。

平成18年12月総務委員会において、国保税の4町統一に関して固定資産税の未評価をなくすことと国保税の収納率を92%以上にするを附帯決議しております。今回の視察先、井原市では94.88%、庄原市では93.16%でありました。阿波市においては、平成17年、91.55%、平成18年、91.17%、下がっております。92%が達成できないために普通調整交付金が2,600万円余り減額されています。平成19年にどのように取り組みを強化されたかということでもありますけど、この質問に対しましては、先日出口議員の方がされまして、7件の取り組み強化をやっているようでありますので、この質問は要りません。ただ、今回視察しました庄原市と比べて私が感じた点だけ、ちょっと阿波市と違う取り組みをしているのかなあと思うところだけ述べさせてもらいます。

まず1点目に、収納率1%アップという目標をしっかりと定めて、そこに一生懸命に取り組んでおります。

2点目に、ちょっと違うなあと思ったのは、専門の収納員や収納課を設置しています。市税、国保税、それから介護保険料、住宅資金などもまとめてそこで取り立てをします。また、専門収納の民間の会社から派遣されております。民間活用もやっております。

3点目には、徴収方法、今回から市の方もふやしてますけど、催促とか電話催促を、訪問徴収とか、回数はかなり多いです。それともう一つ、啓発方法なんですけど、これがいいかどうか分からないのですが、回覧板を回していますね。隣から持ってきたら効果があるのかどうかは知らないけど、納付ごとに回覧板を回してます。

それと4点目には、滞納整理の仕組みが物すごくしっかりしている。そのため、全財産調査、実態調査も徹底的にやっています。市の滞納処分は、平成18年では31件やっています。それから、職員の研修も充実しているように思います。

ここらの視察資料については税務課の方へ渡してありますので、やっぱり活用できるところを活用して収納率を上げていただきたいと思います。

そこで、1点だけ質問します。

今年度に入って滞納整理の仕組みも阿波市の方しっかり何かなさったみたいなので、今年度に入って滞納処分、件数と金額は幾らぐらいなのか教えていただきたいと思います。

以上、質問します。

○議長（三木康弘君） 洙田市民部長。

○市民部長（洙田藤男君） 松永議員の国民健康保険についてということで、まず1点目、医療費の増加の原因と対策ということでございます。

医療費の増加につきましては、阿波市だけでなく全国的な傾向と言えます。通常、医療費は普通でも毎年数%増加すると言われております。この要因といたしましては、被保険者の健康意識、また高齢化率の進展、医学の進歩に伴う医療技術の新薬の開発による医療費の高度化による医療費の増加が考えられています。また、治療の対象とする病気も、以前と比べるとがんや生活習慣病と言われる慢性的な病気が増加しております。高血圧や心筋梗塞などの循環器病や脳卒中などの脳疾患、糖尿病、慢性腎不全、メタボリックシンドローム、肥満、慢性肺疾患などが昔と比べて増加しております。これらの治療には高価な薬が使われ、また長期となる等の要因が原因であると思われま。

阿波市の状況であります。全医療費の中で占める割合の高い疾病の1位は循環器疾

患、2位は精神及び行動障害、3位は尿路性器系の疾患となっております。平成17年度の資料であります。一般被保険者1人当たりの医療費の額も高い順でいきますと、県下の24市町村のうち11番目であります。金額としては1人当たり29万2,685円、1位は39万2,934円、約10万円の差がございます。一番安い市町村は21万5,298円でございます。また、先般の広島県の庄原市につきましては、27万9,307円と、阿波市より1万3,378円低くなっております。

今後、国におきましても、これ以上の医療費の増加は医療保険制度の維持が困難になるという観点から、医療制度改革において治療に重点を置いた制度から予防に重点を置いた制度への変換を図っております。平成20年度より、保険者に特定健診及び特定保健指導が義務づけられました。これにより、阿波市におきましてもメタボリックシンドロームに着目した特定健診、保健指導を行い、糖尿病、高脂血症、高血圧等の予防を図り、医療費の軽減に努めてまいりたいと思っております。

次に2点目、高額保険税の原因と対策ということでございます。

ご存じのように、国民健康保険制度は特別会計を設けて、原則独立採算制で経理を行っております。また、国保は保険税と、国、県、市からの補助金によって運営されております。この補助金の額につきましては、療養の給付等の総額によりその額に対して法令等で規定されている割合に応じた額が算定され、交付されることになっております。そして、その医療費等の給付額から定められた補助金等の交付額を控除した残りの額を被保険者が負担することとなります。この負担額が保険税として計算される税となりますので、以上のようなことから、医療費の額が多ければ保険税の税率も多くなるという仕組みでございます。このため、療養給付の額が保険税の税率に大きく起因するものであります。また、この保険税が高額にならないためには、具体策としては、前段でも述べましたように、国の医療費の制度改正に伴う予防医療に重点を置いた取り組み、医療費の抑制を図ることが根本だと考えております。

次にもう一点、保険税の滞納整理でございます。

保険税のみではございませんが、徳島滞納整理機構におきまして19年度30件を移管いたしました。現在のところ560万3,000円の収納を見ております。率にして移管した額が1,209万1,000円余りでしたが、46.34%の収納がございました。また、阿波市で行っております滞納処分では、完納者が9名で150万8,900円、また分納誓約をした方が23名、647万8,500円、それと呼び出し通知の発

送で完納した者が11名、176万5,400円、うち分納誓約した者が26名で756万5,900円、差し押さえを執行いたしました者が34名で1,029万5,700円という今までの現状の実績でございます。

以上で答弁といたします。

○議長（三木康弘君） 松永渉君。

○6番（松永 渉君） 今答弁をもらいましたように、滞納処分もかなり進んで、取り組みも強化されております。本当に素晴らしい結果を出してきているなあと思います。ただ、1点ちょっとお伺いしたいんですけれども、国民健康保険が高額である原因のところで、この阿波市と庄原市で物すごく大きな違いの数字がありまして、それは短期証の発行なんですけれども、庄原市は32件しかやっていません。阿波市463件、14.5倍もあります。この原因は何なのか、またこの原因が医療費や国保税に及ぼす影響は何なのか、答弁を求めます。

○議長（三木康弘君） 洙田市民部長。

○市民部長（洙田藤男君） 再問にお答えをいたします。

庄原市と比べて短期証の発行が多いということでございます。

庄原市におきましては、加入者数は多いわけですが、短期証の発行が32世帯、阿波市においては19年度463世帯ということでございます。担当の方で庄原市に確認をいたしましたところ、阿波市におきましては分納誓約しても、例えば1カ月とか2カ月、短期で保険証を交付しておりますが、庄原市につきましては分納誓約できた方は一般の取り扱いにしているということございまして、短期証にしても6カ月の単位で2回しか発行していないと。その方については分納誓約を守らない方のみということでございます。ということでやり方が少し違うかなと、そういうことでございます。

○議長（三木康弘君） 松永渉君。

○6番（松永 渉君） いろいろ質問しました。国民健康保険が高額になるのは、医療費が高いから高額になるという部分もあります。しかし、医療費が高くなると、国民健康保険税額が高くなり、今後は払えなくて未納がふえてくる。未納がふえると、国民健康保険が高くなるというような仕組みが国民健康保険税の中にはありますので、悪循環をしないように考えてほしいと思います。

収納率の一応向上は税の負担の公平性を確保するとともに、国保事業の趣旨であります。みんなでお金を出し合って、だれかが病気になったときにはみんなのお金で助け合う

相互扶助の趣旨に基づくものであります。収納率が92%を超えると、交付税が2,600万円余り、収納率が1%上がると国保税収が約1,000万円ふえます。結果、1人当たりの国保税の負担は2,500円程度下げることができます。税務課におきましては、今後とも収納率向上の取り組みに努力され、みんなが納めれば皆さんの国保税の負担は最大3億円以上の軽減になることとなりますので、市民とともに頑張ってくださいと思います。

次に、人事院勧告についてであります。

国において公務員のあり方が国民から厳しく問われ、公務員制度改革に取り組んでおります。阿波市においても職員数が多過ぎる、仕事をしていない、給料が高過ぎるという厳しい声も聞かれます。このような状況の中で、市民に阿波市職員給与の実態を理解していただくために、給与が決まる仕組みや給与基準を今回の人事院勧告や給与改正の中で明らかにしたく質問をいたします。

まず第1点目に、給与改定の仕組みの説明であります。

人事院勧告から、今回の阿波市の給与に関する条例の一部改正についての議案になるまで、理事者、職員、労働組合などがどのようにかかわるのか、給与改正の手順、仕組みを説明していただきたいと思っております。

2点目に、人事院勧告の改定事項の根拠は何なのか。

今回の人事院勧告の改定事項は4点。1点、俸給表、2点、扶養手当、3点、地域手当、4点、期末勤勉手当、改正の根拠は何なのか、答弁を求めます。

3点目には、阿波市の給与改正の根拠は何なのか。

交付税措置は幾らあるのか。

今回の給与改正の項目別根拠は何か。項目別金額と交付税措置は幾らで、積算基礎はどのようにしているのか、答弁を求めます。

以上、質問をいたします。

○議長（三木康弘君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 松永議員の人事院勧告についてのご質問についてご答弁申し上げます。

初めに、給与改定の仕組みについてでございますが、国の人事院は、民間企業に勤める労働者と国家公務員の給与を比較し、両者に格差がある場合に国家公務員の給与の改定を内閣と国会に対して勧告を行います。このことを人事院勧告と言います。国は、人事院勧

告が出ると、その取り扱いについて閣議決定し、給与法の改正案を国会に提出し、改正法が成立すれば国家公務員の給与は改定されます。県においては、県の人事委員会が国の人事院勧告と同じように、県内の事業所と県職員の給与の格差を調査し、県議会と県知事に対して県職員の給与改定の勧告を行います。勧告を受けると、知事は給与の改定の方針を決め、県議会に給与条例の改正案を提出し、給与が改定されます。

阿波市については、市に人事委員会が設置されておきませんので、職員の給与改定については国の人事院勧告、県の人事委員会勧告を参考に、市の現状、近隣市の状況等を勘案し、市としての給与改定の方針を決めます。その後、給与条例の改正案を議会に提出し、議決をいただいて、給与が改定されます。

また、2点目の人事院勧告の改定事項の根拠についてですが、労働者の給与の決定方式については、労使交渉により決定する方式と、法律または条例により決定される方式に分かれます。公務員給与については、法律、条例による給与法定主義がとられています。このことは、民間労働者については、労働三権がすべて与えられていますが、公務員については労働基本権に一定の制約があることによります。それで、公務員については、労働基本権制約の代償措置として、人事院勧告制度があります。公務員は、人事院勧告に基づき給与改定が行われていますが、このことは、公務員給与は民間企業と異なり市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によってその時々々の経済、雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的であるとされていることによるものであります。

また、3点目の給与改定の根拠と財源についてでございますが、人事院の給与勧告制度は労働基本権が制約されている公務員の適正な処遇を確保するため、情勢適応の原則に基づき、公務員の給与水準を民間の給与水準に合わせるものとして、公務員給与の決定方式として定着しているところであります。公務員法第24条は、職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないと規定をされております。市職員の給与改定が国の人事院勧告、さらには県の人事委員会勧告の内容に準じて改定がされていることは、地公法の第24条によるところの、職員の給与は生計費との均衡、国家公務員や他の地方公共団体の職員との均衡、地域の民間事業従事者との均衡が保たれていることの趣旨に沿うものであると言えます。

給与改定に伴う財源についてですが、今回給与改定に必要な予算総額は年間分として

1, 275万2, 000円必要であります。財源としては、市税、地方交付税等の一般財源をもってその財源といたしたいと思えます。また、この給与費の交付税措置は幾らかというご質問がありましたが、普通交付税の算定は、合併特例法第11条により普通交付税の額の算定の特例で、合併前の旧市町村単位での合併算定がえ、合併がなかったものとして旧町ごとに算定し、合算したものであります。その一本算定が可能となっており、本市の場合は現在合併算定がえで交付されております。平成19年度の給与費にかかる交付税措置分は25億4,400万円となっております。また、参考に決算統計上であります。17年度では29億1,714万円、それから18年度では27億4,900万円と、これを見ますと不足というような格好になっていると思えます。

以上です。

○議長（三木康弘君） 松永渉君。

○6番（松永 渉君） 答弁漏れもかなりあるんですけど、各項目の改定事項について根拠を示してほしいと言いましたけれど、まだ示してくれておりませんので。けれども、先にもう質問を進めます。

今回、阿波市の職員給与改正を人事院勧告に基づいてやられました。それで、まず1点目に、俸給表の改正がありました。俸給表の改正による部分が対象者75名で135万5,000円ですかね。この中で、今回の給与改定の根拠として民間との給与格差、県では今回の勧告、0.12%、466円であります。しかし、国の方は0.35%、1,352円となっております。阿波市は、今回国の改正で予算が出されておまして、0.35%で、これはなぜ国の方を選んだのか、一応理由を聞かせてください。

それと、県の方は3分の1になっておりますけれども、この差をどのようにとらえているのか、答弁を求めます。

2点目には、人事院勧告、今回扶養手当については阿波市は6,000円から6,500円という部分が出てきています。それで、人事院勧告の中の扶養手当の額が民間の方が高いと報告されておりますけれども、阿波市の現在はその報告された民間の額よりも1人当たり712円高い、これはなぜなのか。また、平成17年の改正で、手当に地域格差、マイナス4.8%ですね、これ地域によっては格差がある、それを是正するっていうものでやられました。しかし、手当についてはマイナス4.8%で是正はされていません。これはなぜされなかったのか。

3点目に、今回地域手当の支給割合という改定がありました。阿波市においては平成1

8年、地域間給与配分の見直しが行われたと思うんですけども、阿波市はどのランクづけになったのか、答弁を求めます。

4点目に、特別給が0.05%、今回改正で出てきています。この勧告内容を見ますと、今回の引き上げ幅を使って優秀と良好の成績率の拡大をし、勤務実績を支給額に反映しなさいと書かれています。阿波市はこういうふう今回の勤勉手当を使って、能力や実績による配分差をつけているのかいないのか、答弁を求めます。

5点目に、今回の勧告の中で民間の3割ぐらいは定昇さえないというようなものがありました。阿波市としては、定期昇給額は幾らなのか。それと、今回のベースアップ額は1人当たりどれぐらいになるのか、答弁を求めます。

次に、さきに報告してくれたんですが、阿波市として人事院勧告を阿波市の給与改正にどのように生かされたのか。先ほど言われたように、地公法第24条第3項には、職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないと書かれています。その中で、人事院勧告が、この生計費、他の公共団体や民間との整合性、その他の事情のどこまで当てはまると考えておられるのか、答弁を求めます。

以上、6点再問をいたします。

○議長（三木康弘君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 松永議員の再問についてお答えをいたしたいと思います。

今、6点ほど申されましたが、一部調査ができていないところもありますので、わかる範囲で答弁させていただきたいと思います。

初めに、阿波市は国の勧告に準じているがなぜかというご質問がありましたが、国の人事院勧告に準ずるのか、県の人事委員会勧告に準ずるのかについては、基本的には国の人事院勧告に準ずることが適当と考えます。つまり、給与制度、人事院勧告制度については国に準ずるとし、改定の水準は県に準じて行うという考え方ではあります。市の職員の給与改定については、国の人事院勧告、県の人事委員会勧告の内容を精査しながら、国、県に準じた内容で給与改定を行っております。今年度の勧告内容においては、給料表の改定、扶養手当の改定、期末勤勉手当の改定については、国、県が同じ内容になっております。

それから、平成17年に給料表を4.8%引き下げ地域手当を新設したが、扶養手当についての引き下げはしなかったのかということですが、地域手当は平成17年の人事院勧

告により設けられた制度であります。制度の経緯と内容は、公務員の基本給は地域によって民間より低い地域と民間より高い地域があります。このため、全国共通に使用されている給料表を民間賃金をもっとも低い地域に合わせて給料表を平均で4.8%引き下げました。そのかわりに、高い地域の職員を対象に、給料等に一定率を乗じて算出する地域手当を新設いたしました。地域手当の率は地域によって3%から18%と設定いたしました。平成17年、人勤における扶養手当のうち、配偶者については1万3,500円を1万3,000円に引き下げをしております。

それから、扶養手当についてですが、民間より公務員が安いと言われていたが、実際は高いのではというご質問であったと思いますが、本年の人事院勧告における官民の給与格差は1,352円、率にして0.35%民間が高くなっています。この比較には扶養手当も含まれていますが、公務員給与についてこの1,352円の差を何で埋めるかについては、俸給で387円、扶養手当で350円、地域手当で560円、その他で55円の改定を行うとしております。扶養手当の改定については、配偶者は据え置き、子等について6,000円から6,500円に500円引き上げをいたしました。民間の支給状況を考慮するとともに、子等を扶養する職員の家計負担や少子化対策に配慮をしたものであります。民間の扶養手当の額は、配偶者と子1人で1万9,995円で、公務員は1万9,000円です。ただし、16歳から22歳に加算、5,000円の額は除いております。

それから、もう一点の勤勉手当の成績率との関係についてのご質問がありましたが、公務員のボーナスは期末手当と勤勉手当から成っています。うち勤勉手当は、民間の賞与のうちの成績査定分に相当するものであり、職員の勤務成績を考慮すべきものであります。市においては勤務成績評価制度が確立をしていませんので、勤務成績を考慮した支給はいたしておりません。現在は一定率で支給をいたしてしております。

次に、今回のベースアップの額は1人当たりどれぐらいになるのか、定期昇給額については幾らかということですが、申しわけありませんが、今数字と申しますか、それについての資料を持っておりません。また、県と国の勧告の差が3倍くらいあるがそれについては、どのような考えであるのかということですが、当然、この人事院勧告と申しますのは、いろいろそれぞれの民間の事業所と公務員との差がどれくらいあるかということで調査して勧告があるわけです。我々としたら当然国の勧告、県の勧告を尊重し、これに準じてそういった改定をさせていただいており、それに沿っていくような形になっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（三木康弘君） 途中ですけども、休憩します。

午前11時50分 休憩

午前11時52分 再開

○議長（三木康弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

松永渉君。

○6番（松永 渉君） 今回の改正の中で扶養手当の712円がなぜうちが高かったかという、今回調査がありまして、徳島県では92の事業所を調査しています。ところが、この扶養手当に関しては、平成17年から変わったところだけを調査しているんです。言いかえれば、上がったところだけを調査している。だから高くなっている。それから、先ほど言われた16歳から22歳までの手当、5,000円加算という昔の要するに公務員優遇制度、そういうものが残っているという部分があります。

最後の質問に移りたいと思います。

人事院勧告というのは全国平均、県平均の給与水準を示すものであり、阿波市の事情というものは加味されておられません。人事院勧告などには本当に意図的に操作された数字もあると私は思っています。

最後に、市長に質問いたします。阿波市の現状は、国の制度改革や合併により厳しい財政状況の中、市民の負担は増し、サービス低下が続いております。会社で言えば、商品の価格を上げて品質を低下させる、経営不能の状態と言っても過言ではありません。この先には、少子・高齢化による人口減少という大きな課題もあります。このような状況を乗り越えるためには、質素で効率的な行政組織の構築、特に人件費の削減が必要不可欠であります。現状の職員給与は、合併後でもあり、ラスパイレス指数96.9、定員管理10.54と給与が高く職員数が多い、さらには管理職の数が極端に多く、人件費が増大しています。徳島県においても、来年の予算が組めないために職員給与を7から10%カットする状況であります。阿波市においても、人件費の臨時職員の給与が3,777万4,000円、当初予算に組めない状況であります。臨時職員には期末手当も扶養手当もない中、子育て最中の若い女性も多く見られ、市民の一番身近なところで行政サービスをし、正規と非正規の給与格差が民間の2倍もあり、民間より安く、正規職員の3分の1の給与で働く臨時職員のことにも考えるべきだと思います。今回の職員給与の改正は見直すべきだと思いますが、市長のご意見を伺いたい。

○議長（三木康弘君） 小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） 松永議員の再々問にお答え申し上げます。

臨時職員の賃金改定は予定しておりません。臨時職員の通勤手当についても新年度からの一応支給は考えております。また、先ほどご指摘いただきました職員給与のことでございますが、表に出てきた数字だけでとらえて、そして一番大事なところが欠けているというところに問題があると思います。私は、職員一人一人が厳しい今の時代を反映して、プラスワンを目指して一生懸命に、給与の問題はさておきまして、それ以外の分で十分補いをするという決意であってほしいということをお願い添えまして、今回の人事院勧告の提案をいたしましたので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（三木康弘君） 松永渉君。

○6番（松永 渉君） 本当に、職員さんが厳しいという状況は私としてもよくわかります。ただ、臨時職員さんもそれ以上に厳しい。それと、先ほども言いました井原市は、6億円も少ない。井原市というところは、今うちが厳しい職員削減をやっているけれども、うちが今一生懸命やってる分を合併5年前に10%ぐらいやっています。本当に、よその地域と、厳しいのはわかります。しかしながら、全体の弱い立場の人たち、それから身分保障の低い人たちも考え、今回の扶養手当などは民間より高いのは見え見えなんですから、ここらは私は論外だと思っております。このことについてはまた総務委員会なんかで話をさせていただきたいと思います。

人事院勧告は全国平均、県平均の給与水準を示すものであり、阿波市の事情は加味されていません。地方分権時代には、人事院勧告と阿波市の実情を、市民、理事者、職員が議論、精査し、行政経営型の給与体系で構築しなければならないと私は思っております。その方向で努力していただきたいと思います。

最後の質問に移ります。

定住化対策の取り組みであります。阿波市においては、第1次総合計画の人口目標を4万1,000人としています。自然動態によって人口を維持することはできません。転入をふやし転出を減らす定住化対策が必要だと考えますが、現在の阿波市の定住化対策の取り組み状況及び今後のIターン、Uターン、Jターンの行政支援の整備をどのようにするか、答弁を求めます。

○議長（三木康弘君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 松永議員の定住化対策についてのご質問ですが、1点目、2点目あわせてご答弁をさせていただきます。

平成19年3月に行われました、徳島県団塊の世代対策推進連絡会議において、県と市町村が緊密な連携を図り、より効果的に団塊の世代対策を推進するため、県及び県内のすべての市町村による協議会の設置に伴い、本市においても移住、交流支援センターを設立するために、協議会を関係各課、総務課、商工観光課、農政課、農業委員会、企画課により組織をし、支援内容はそれぞれの関係課で担当し、企画課が集約及び総合窓口となり、団塊の世代対策を進めていくことに決定をいたしました。市として、団塊の世代を含めたIターン、Uターン、Jターン者等による定住、交流の促進と地域活性化を目的として、空き家等の情報を収集するために広報阿波2月号に空き家等の募集記事を掲載する予定です。なお、その結果希望者が本当に欲しい情報をわかりやすい形でホームページ等に掲載し、提供することにより、空き家等を借りたい人の募集を行いたいと思います。また、近隣市町では定住促進のための支援事業を行っております。市としましても、Iターン、Uターン、Jターン希望者等の受け入れ促進に有効な施策を実行するため、将来的に検討していきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（三木康弘君） 松永渉君。

○6番（松永 渉君） 既に、Iターン、Jターン、Uターンというのが始まっていますんで、できれば働く場や雇用する場をつなげる人材マッチングバンクとか、先ほど言われた経済的支援というものはなるべく早くつくり上げてほしいと思います。

今回の行政視察に行った4市で厳しい財政状況の中、質素で効率的な行政組織の構築と生き残りをかけたまちづくりに取り組んでおりました。まちづくりについてはいいことばかりではありません。今は、地域の役割を担う人、地域を活性化する人を受け入れるチャンスでもあります。また、Iターン、Uターン、Jターンはもう既に始まっていますので、一日も早く行政支援の整備を要望し、私の質問をすべて終わります。

○議長（三木康弘君） 以上で6番松永渉君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後0時01分 休憩

午後1時02分 再開

○議長（三木康弘君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

次に、14番武田矯君の一般質問を許可します。

武田矯君。

○14番（武田 矯君） 順番が参りましたので、通告に従いまして行います。

ケーブルテレビについて、1番、放送の計画と維持管理について。それと2番目に、農業施策について、ブランド化と冬季の農地の活用について。

それでは、1番から順次質問させていただきます。

ケーブルテレビも来年の3月で大体工事も終わるそうでございますので、その点について質問させていただきます。ちょっと私、専門家に聞いたことを申し上げます。

阿波市ケーブルテレビ事業の運営について。阿波市は、このケーブルテレビ事業のインフラ整備は着実に進んでいるようではありますが、インフラ整備後の事業運営方法について伺いたい。ご承知のとおり、全国では公費削減、住民サービスの向上などを図るため、公営事業への民間活力の導入が進んでいるところであります。ケーブルテレビ事業についても例外ではなく、インフラ整備を市町村が実施し運営を民間事業者に任せる、いわゆる公設民営の導入が進んでおります。当市でもインターネット事業の運営は民間事業者に任せているが、上勝町、神山町などではテレビもインターネットもすべて民間事業者に運営を任せているそうでございます。今後、美馬市、海陽町などにおいても同様の運営形態をとるようであり、県内ケーブルテレビ事業の公設民営の導入は広がりつつあります。当市でも、ケーブルテレビ事業の民間事業者による運営について早急に検討すべきと考えております。

そこで、徳島県内のケーブルテレビ整備状況でございますが、東みよし町、それとつるぎ町以外は全市町村でケーブルテレビがまだかかっているところでもありますが、手がけております。徳島市周辺の11市町村、それと神山町、佐那河内村、上勝町、勝浦町では公設民営済みで、公設民営計画中は美馬市、海陽町、牟岐町、美波町でございます。そして、民設民営、これ徳島市周辺の阿南市、小松島市、徳島市、北島町、藍住町、松茂町、鳴門市、上板町、吉野川市は民設民営で、このうち第三セクターも含んでおりますと書いてありますが、既に民営で行っています。そこで、当市は公設公営という形をとっているそうでございますが、民営化の波が押し寄せている現在において、今後この運営をどう考えているのか、お伺いしたいのでございますが。その前にちょっと、民間で事業をしたのと公設で維持管理をしたのとのメリットと申しますか、その差と申しますか、それについてちょっとデータがありますので読ませていただきます。民間放送事業所を活用することのメリットは、住民サービスの向上で、これは5つあります。少額の投資でデジタル化、

チャンネル数増加、ハイビジョン化、高質高画質化等の導入ができる。2番目として、番組の共同調達により低廉で多くの放送チャンネルが提供できる。第3番目に、データ放送など最先端のサービスを即導入できる。4番目として、障害時、例えば災害の、ことし雷が落ちて傷んだとか、こういうまた古くなって故障したとか、そういう保守体制、バックアップ体制が強化できると。5番目として、番組供給会社等との交渉や最先端の技術導入などのための専門家が不要となると、こういうことを上げております。

そこで、本題に入りまして質問したいのは、阿波市2チャンネルで放送しておりますその計画、それと維持管理について、ご承知のように月に1,500円を加入者は維持管理として納めておりますが、阿波市はほかの市町村と違い、加入戸数も一番高いそうでございます。そこで、私考えたいのは、40億円の工事費といいますがいろいろなもので使って、そして月1,500円で、年間1万8,000円の維持費で、維持管理からすべて人件費入れた何をこれでいけるのかどうか、この点についてお伺いいたします。

○議長（三木康弘君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 武田議員のケーブルテレビについてのご質問にお答えをいたしたいと思います。

初めに、放送計画でございますが、これまでのDHKとICNの放送はすべてアナログ放送でありましたが、四国放送やNHKなど全国でデジタル放送が開始をされております。本市でもアナログ放送とデジタル放送を再送信するとともに、自主放送においても本整備事業でデジタル機器を導入いたしますので、20年度以降は順次デジタル放送へ移行していきます。ただし、自主放送番組が完全デジタル放送になるのは、アナログ放送が終了します2011年ごろの見込みであります。放送内容は、本年度の事業が終了する20年4月からは阿波市全域で統一された放送内容になる予定であります。

それから、維持管理の経費ということですが、現在新年度予算を算出している最中であり、決定された額ではありませんが概算で説明をさせていただきます。

本年度事業が完了しますと翌年度からこの設備全体の維持経費が発生しますが、職員の人件費を除くと歳出の当初予算レベルで20年度では約4億5,000万円ほど見込んでいます。一方、歳入面では、ケーブルテレビ経費は補助金などの対象とはなりませんので、加入者から納付いただく使用料が主な財源となります。使用料を単純計算しますと、全加入者約1万2,400軒に一般使用料1,500円と12カ月分を掛けて計算しますと年間に2億2,300万円ほどになる見込みであります。その他の歳入を5,000万

円ほど加えますと全体では約2億7,000万円ほどになる予想をしております。20年度の歳出は約2億円ほど歳入を上回ることが想定されますが、これは20年度に予定の旧設備の撤去工事とテレビ未加入で音声告知機希望者宅への設置工事がありまして、これらに係る経費約2億2,000万円ほどが20年度に限り必要なものが多く含まれているため、これらを除きますと21年度以降は歳入以内となって、多分一般財源からの持ち出しはないと見込んでおります。現在のところこの人件費の分だけがプラスといたしますか、余分に要っております。現在の人員で申し上げますと約5,000万円ぐらい人件費が必要となっております。

以上です。

○議長（三木康弘君） 武田矯君。

○14番（武田 矯君） 部長の答えを伺ったのでございますが、再質問として、機械はできたときから次第に古びていきます。償却費といたしますか、それを積み立てておかないと、次のめげた時分に、交換するときにはできないと。また、人件費は、いろいろと技術者なり多く雇わなくては維持管理ができないと思っておりますので、機械の償却費と人件費とできるだけわかる範囲内で詳しく説明願いたいと思います。

○議長（三木康弘君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 武田議員の再問についてお答えを申し上げたいと思っておりますが。

ご承知のように、整備をした時点では機械自体は新しいということになるわけですが、これが5年、10年たっていきますとどうしてもそういった機械に何らかのトラブルがあって、こういった修繕等も必要となります。今、考えておりますのは、当然職員は技術的なこういった機械を保守管理していく技術は持っておりません。そういったことで、維持管理をお願いするのはやはり業者さんに、保守管理といたしますか、これから再加入、加入してこられる方もありますので、そういったものを業者さんをお願いすることになりますが、今言われたような、お金が幾らぐらい要るか、この機械の修繕費といたしますか、維持費については今ちょっと手元に資料の方がございません。人件費につきましても、先ほど議員からもありましたように、そのまま市でこれを管理運営していくのか、そういったことにも関係してくるわけですが、当然今のままでいくとすると職員の配置も必要となって、人件費も必要となってきます。今のままでいきますと、先ほど申し上げましたように人件費比率は職員が現在11名おりますので、5,000万円ぐらい人件費がかかってお

りますので、この保守管理をどういった形であるかによって、人件費も変動があるのではないかと、そのように思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（三木康弘君） 武田矯君。

○14番（武田 矯君） 最後の質問をいたします。

この40億円という工事費の内訳といたしまして、自主財源を幾ら使っているのか、また特例債を幾ら使っているのか、この内訳をひとつ説明願います。

そして、人件費、将来市が経営するとなった場合に、この11名で十分行けるのか、またデジタル化に2011年からなってくるとまた光ファイバーいろいろの何で、これも問題が、中央からの番組のこれもありますし、どういうふうに行けるのか、この将来の構想といたしますか、計画をちょっとお聞かせ願います。

○議長（三木康弘君） 暫時休憩いたします。

午後1時22分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（三木康弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 今回の補正で、ケーブルテレビの資料を予算書の中に入れてあるわけですが、事業費だけでなく委託費、設計費とかそういったものを含まれますので、その分も合わせて申し上げたいと思います。補正の予算書の中にありますが、総額で、4億2,744万円、それから国県支出金で4億5,941万1,000円、地方債では3億5,500万円、その他の収入として1億1,553万3,000円、一般財源が1億5,547万6,000円となります。それから、職員11名で現在のケーブルテレビ管理運営ができるかということですが、先ほども申し上げましたように、今の市がこれを管理運営していくとなると、11名でそれぞれ担当していけるのではないかと。ただ、将来に向けては、やはり私たちも民間委託とかそういったことも考えておりますので、その点につきましてはまたいろいろ議員の皆様にもご意見をいただきながらしていきたいと、そのように思いますので、よろしく願います。

○議長（三木康弘君） 小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） 武田議員の再問にご答弁を申し上げます。

今、建設途中でございますので、これから少し変わることもあるかも知れません。それらをしっかりと見きわめながら、将来悔いが残らないようなことを担当課職員ともども

に考えていきたいというふうを考えておりますので、きょうこの席でこのようにいたしますと言うのはちょっと。非常に動いておりますので、ひとつ寛大なお気持ちで見守っていただき、なおお気づきの点はいろいろお教えいただけたらそれを参考にして、しっかりした市のこのテレビが末永く愛用していただけるようにやりますので、このたびはよろしくお願いたします。

○議長（三木康弘君） 武田 矯君。

○14番（武田 矯君） それでは、この質問を終わりますが、私の意見として、市長なり、部長、関係者の皆さんにお願いして、これを閉じたいと思います。もう既に時代は進んでおります。4年後にはデジタル放送といいまして、高画質のすばらしい放送ができるそうでございますが、その場合に今わかっていることを申し上げて終わりたいと思います。

民営化しますとチャンネル数も、これ表に書いてありますが69チャンネルが放送できると書いてあります。それを阿波市がやりますと29チャンネルと、今のところは、こういうふうになっておりますので、十分市の方としてもよく考えて、経費なりいろいろなサービスの面でメリットのある方へ私は経営を移譲といいますか、維持管理をしてもらいたい。そしてつけ加えておきますが、民間にした場合には、今説明した経費40億円、この借り賃として渡すと、そのかわりにまたいろいろな経費はいただき、その金で十分あるというような話も聞いておりますので、それも加味しながら、いい方向へお願いたしたいと思います。これで、ケーブルテレビの質問は終わらせていただきます。

それでは次に、農業施策について、ブランド化と冬季の農地の活用についてを説明いたしますがその前に、この農業新聞の10月7日の、農地政策の継承として、ちょっと読ませていただきます。

石川県羽咋市の、地域活性化に向けたユニークな政策を次々と打ち出し注目されている、限界集落を再び活性化させ遊休農地の発生を防ぐには、企業参入の前に農業がもうかることと断言する。そして、同市では04年から空農地・農家情報バンクを始め都市住民に農園つき住宅の提供を始めた。また同年、農地取得の下限面積を50アールから10アールに引き下げる特区も簡単な就農特区に取り組み、遊休農地の活用に取り組んだ。05年からは、1次から5次までの産業振興室を新設し、同市の神子原地区で米のブランド化やオーナー制に着手、ことしは地域の農業者131人を株主とする株式会社形態の直売所をスタートさせた。同市の高野さんは、ブランドとは消費者が決めるもの、有名人にあこ

がれ、その人が食べているものを食べたいと思えばそれがブランドというのが持論だ。高野さんは神子原地区を神の子、イエスキリストの高原と定義し、同地区でとれた米をローマ法王に献上した。これを知った東京の聖イグナチオ教会から、教皇様の召し上がったお米をバザーで販売したいと注文が入った。値段を聞かれたためとっさに1キロ700円ですと答えたら、あら安いのねえと言われたという。これが評判となり、神子原米はフランスからも引き合いがあるなど世界ブランドとして育ちつつある。これ、ずっと読んだら時間をとるのもうこのくらいでやめますが。私も何回となくこの冬の阿波市の遊休農地と申しますか、不耕作地があるのを何回も言いましたが、実現はしておりませんが、これも私、だれが市長になってもなかなか面倒い問題と思いつつ質問をしておりますので、昔から千里の道も一歩からと申しまして、全部耕作するべきとは言いませんが、少しずつでも不耕作地が減るといようなことを、予算面からでもいろいろありましようが、できることからしてもらいたいと思って今質問に立っております。

この羽咋市は特区を起こして、50アール以下の人は土地が買えないと言っていたのを10アールに下げて、都会の人が容易に取得できると。団塊の世代とかいろいろ今まで百姓を体験していない人も買いやすくなる。そういうことによって土地が流動する、活性化になる、また都会から、土地つきでしたら前にまして人口もふえると、そういう政策は私はいいでないかと、見習うべきではないかなと。私は小麦をつくっておりますが、讃岐の知事さんはえらいことを昔から言っておりますが、総体に小麦を植えて讃岐うどんをして、全国に名をはせてもうけているそうでございます。そこで、この阿波市においてもそういうことを見習うて、市長は常に農業は基幹産業であると言うのであれば、野菜などは京阪神で名を売っておりますが、手間がかかったりするのでこれも限界があります。麦であれば、昔阿波藩の時代から阿波郡は麦の産地として名が売れております。また、養蚕、糸というように昔から歴史がありますが、やはり適地適作と申しまして、そういう作物をこれからつくり、ハウス栽培であれば原油をたく、重油が高くなるし、やはりしゅんのものをつくってブランド化するというほかに今農業が生き延びる道がないのではないかと私は考えておりますので、関係部長なり市長なりの、今後阿波市のこの問題に対しての取り組みについてお答え願いたいと思います。

○議長（三木康弘君） 吉岡産業建設部長。

○産業建設部長（吉岡聖司君） 武田議員のご質問にお答えをいたしたいと思ます。

まず、ブランド化と冬場における農地の活用についてというご質問でございますが、阿

波市の農産物のブランド品目といたしまして、特にＪＡ等が中心となって推進をいたしております。その品目につきましては、阿波町、市場町における８品目、ナス、レタス、ミニトマト、イチゴ、エンドウ、大根、ブロッコリー、ハウレンソウ、それから土成町、吉野町の７品目、レタス、イチゴ、トマト、ハウレンソウ、ブロッコリー、ナス、シンビジュアルームがあるわけでございます。特に、その中でナスの栽培面積が６２ヘクタール、レタスでは３７７ヘクタール、それからトマトでは３０ヘクタール、生産面積は県下１位でございます。平成１８年産の農業産出額におきましても、県全体では１，０５２億円、昨年からは４２億円減少はしておりますが。次に、阿波市の場合には１５６億円余りと、これも前年対比で約１３億円ほど少なくなっております。それぞれ、どれにしても県下１位となっておりますわけでございます。今後とも県下における阿波市のブランド品目として品質の向上に支援を続けていきたいと、そのように考えております。

また、現在市独自の農業生産といたしまして、酒米で山田錦が生産をされております。阿波市におきましては約１７０ヘクタール栽培されまして、付加価値の高いブランド米として定着をしております。今後とも、関係者、生産者が連携をいたしまして、より高品質な生産により推進を図ってまいりたいと、そのように考えております。

冬場の農産物といたしまして、生産性の高いレタス、それからブロッコリー、ハウレンソウ等がありますが、最近の高齢化等によりまして、残念ながら面積が減少をしておるのが現実でございます。しかし、その中でもブロッコリー等が、少しではありますが栽培面積が増加をするものもありまして、耕地利用率、農家所得の向上のためにも、冬場推奨品目として関係機関とともに、特にＪＡ、農業支援センターになるわけでございますが、推進を行っていきたい、そのように考えております。

先ほどの麦についてということでございますが、特に麦価の低迷や、それから平成１９年度産より品目横断的経営安定対策にかわりまして、一定の条件が備えられたわけでございます。担い手だけを支援する仕組みというふうなことになるまして、今後の面積の増加は大変難しい状況にはあるというふうに思っております。

阿波市も、先ほど議員提示のような、羽咋市でございましたか、特区という特別なそういう状況をつくってはどうかというご質問でございました。今後とも勉強させていただきたいと、そのように考えております。

以上です。

(１４番武田 矯君「市長にちょっと伺える」と呼ぶ)

○議長（三木康弘君） 小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） 武田議員の再問にお答えを申し上げます。といっても、これから担当の部長や職員とよく勉強しながらご意思に沿えるように、私も実は農業新聞はよく読んでおるわけなんです。読んでおりますと、非常にいいことだな、参考になることが多いなと思ひましてスクラップをしておりますが、それはできるんですが、いざ実行ということになりますとなかなかできない。幸いにして、武田議員は本当に農業の専門家として大変ご造詣の深い方でございますので、機会あるたびに教えていただきまして、私たちもしっかり勉強して、阿波市におきましてもお示しいただきましたような農業特区というふうなものも目指して、県ともタイアップしながらやっていきたい。幸いにいたしまして、副市長は農業、特に農畜産では非常に専門家でもございますので、この知恵をかりて、二人三脚でというか五人六脚ぐらいで一生懸命やっていきますので、いろいろまた教えてください。スクラップはたくさんしているですよ、でもそれが実用化できないのが残念でございますが、勉強しようという意欲はございますので、しっかりこれからもやっていきます。よろしくお願いします。

○議長（三木康弘君） 武田矯君。

○14番（武田 矯君） 再質問いたします。

先ほどもこの農業新聞で見たように、やはり日本の農業は外国と対抗しては土俵が違うのでどうしてもまねはできません。そこで、日本流の農業といたしましたら、外国にない品のいいものをつくる以外には競争ができないのではないのかなと私は思っております。そこで、私も農業をしておりますが、農業だけはほかの産業と違ひまして気候に多く左右されます。雨とか風、温暖、寒さ、いろいろの影響を受けまして、これは人間の力でない神の力と申しますか、神わざみたいなもので、私は農業はやりがいのある商売と思っております。そこで申したいのは、今阿波町4,000町歩の田んぼの中で半分以上は冬は荒れております、耕作しておりません。それを何とか利用できないかというふうに、人間の力だけでなしに適地適作で、昔から阿波郡は麦の産地として知られております。そういうふうにして、適作を植えて自然の力に助けてもらって、人間が植えたら今度は自然の力で、昔のお年寄りが言う地鎮さんのおかげと申しますか、それで収入を上げたら丸もうけでございます。つくらなかつたら全然とれませんが、まいておけば、麦にしても、私の体験でございますが、1回に5万円ぐらい上がります。つくらなければ全然とれんと、つくつたら5万円でも上がると。そうなると、やはりつくつた方が、人間遊んでおりますと

腹も減らんし、また要らんことも考えます。仕事をしておればこれも忘れて健康のためにもなるのではないか、阿波市総体で医療費の節約にもなるのではないかなと思っておりますので、最後に答えを聞いて、私の質問を終えたいと思います。

○議長（三木康弘君） 吉岡産業建設部長。

○産業建設部長（吉岡聖司君） 武田議員の再問にお答えをいたしたいと思います。

小麦という話でございまして、先ほど言い忘れたんですが、現在阿波市におきまして作付をいたしておりますのは、農林業統計でございまして、小麦で8ヘクタール、それから二条大麦で6ヘクタール、余り栽培されていないという現状でございまして。なぜかということを担当課といつも話をしたりするわけなんです、特に収益、採算の問題が一番だろうと思うんですが、それを集積して、どなたかが農業法人と申しますか集約をしていただいて、それで遊休農地が減っていけばなあというふうなことは考えておるわけですが、何せこれも農林業統計の指標の分でございまして、売上高にいたしまして6万円余り、それから経費を5万4,000円ぐらいにしまして、所得は10アール当たり7,000円余りというふうなことで、どうしてもやっぱり面積が伸びないというふうなことが現状でございまして。今後とも内部で十分勉強いたしまして、少しでも遊休農地面積が減るように、これから頑張っていきたいと思っております。

以上でございまして。

○議長（三木康弘君） 武田矯君。

○14番（武田 矯君） それでは、最後に、理事者の皆さんにお願いしてから終わりたいと思います。

今、採算が合わなくても先で採算が合うというのを、また一寸先はやみと申しまして、人生というものはなかなか妙なものでございまして、私考えますのに、今中国や東南アジア、アメリカ、いろいろな国から輸入をしておりますが、自給率は40%を切っております。外国の品物が入ってこなくなった場合、例えば仲が悪くなるとか、先進国になって相手が足りなくなるとか、いろいろな問題で入ってこない場合のことを考えて、今からそれも視野に入れた農業を、時の将軍といいますか首長は考えておかなければいけないのではないかと。ああ米、食糧が何じゃあ、今はいつでも買えるけれど、売ってくれない場合はどうするか。さあ国内でつくれと言うところで、長い間ほおっておきますと3年も置いたら農地は木が生えてきます。それで、いつでもつくれるような環境をつくっておくことが一番重要でないかと、そのためには、やはり今は損でもできるだけの支援をして、いつ

でも耕作できるような環境をつくっておかないと困るときが来るのではないかと私は思っておりますので、それを十分に考慮して市政をやってもらいたいと思います。これで、私の質問を終わります。

○議長（三木康弘君） これにて、14番武田矯君の一般質問が終了いたしました。

次に、3番正本文男君の一般質問を許可します。

○3番（正本文男君） それでは、引き続いて議長の許可をいただきまして、3番正本文男一般質問をさせていただいたというふうに思います。

ラスト前々3人目ですか、本当にお疲れじゃないかなというふうに思いますけども、いましばらくの間おつき合いをお願いしたいなというふうに思います。

私は、今回3点ほど質問をお願いをしております。まず1点が、新生阿波市発展のため今取り組むべき重点と考える施策は何か。2点目が、国文祭が成功裏に終わったが、その成果と今後の阿波市文化振興への取り組みについて。3点目、市内を東西に横断する高速道路沿いに建設されている側道へ、これ街路灯と書いていますけれども防犯灯の設置について。この3点でお願いをしたいというふうに思います。

まず1点目なんですけれども、新生阿波市の発展のために今取り組むべき重点と考える施策は何かということです。早いもので、合併してはや3年目となるわけですが、市長も就任されて3年目、任期半ばを越えられたという状況じゃないかと思えます。私も、もとは阿波郡阿波町字梅ノ木原というふうなことでしたけども、最近になりましたら阿波市阿波町ということで、市民というようなことで、何となく町になったんかなという錯覚を感じております。皆さんそれぞれ、何となく阿波市という言い方にもなれてきたんじゃないかなというふうに思います。これまで異なる旧町の4町、事務統合、出ましたけども国保税とか、水道料金、そういうものの行政の一元化等困難な課題に積極的に取り組まれて、その成果も多大なものがあるというふうに認識をしております。市長も職員の皆様も、異なる環境の中から一つの組織として一つの流れというものができつつある、そういう方向になってきてるんじゃないかというふうな気がいたします。

しかしながら、じゃあこのままの状態、大きな目玉としてケーブルテレビができた、いろんところが映る、きれいに映るといふようなことでこのまま流されてしまうのでしょうか。なぜ私がこういうことを言いますかという、私は常々まちづくりという視点から申しております。阿波市となって一つの町ができたわけです。新しいまちづくりの

方向性といいますか、何をどうやってやっていくんだろうか、どんな方向にかじを進めていこうとされてるのか、その辺が見えないわけなんですね。私はもう今この段階、先ほど言いましたように、いろんな事務統合だとか内部的な調整、そういうものは本当に見るものがある、成果を発揮されてこられたと思いますけれども、次の段階として、新生阿波市の新たなまちづくりのためにかじ取り役として取り組むべき重点施策についてお伺いしたいわけなんです。阿波市まちづくり計画のために阿波市総合計画が策定されておりますけれども、それは目標理念ですね、具体的なものはありません。じゃあそういうものを理念として、具体的に何をどんな予算で、どの優先順位で取り組むのかについて、まず最初に市長のお考えをお伺いしたいと思います。お願いをいたします。

○議長（三木康弘君） 小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） 正木議員の質問にお答え申し上げます。

これからのまちづくりの理念ということについてお尋ねいただきました。私は、やはり大きなことをするには小さな、手前からやるべきだというふうに考えまして、今私たちに最も大切なことは健康な町をつくっていくということが大事なのではないかと思えます。そのために、前段でも、前までの議員からも質問がございました、健康保険料が高くなり医療費が高いと言われるそのもとは、やはり健康に対する関心が、取り組みが少し足りなかったんじゃないかなという反省もあるわけでございます。先日も、土成におきまして3カ寺回りのウォーキングがございました。やはり、歩くことが健康の第一歩というふうにも考えます。メタボリックシンドロームという、いろいろな病気のもとになるというこれらを退治するためには、まず歩くことが一番大事だというふうに言われていますので、それら歩くこと、あるいはウォーキング、あるいは軽微な最近はやっています阿波踊り体操、これらあたりがうんと普及をして、阿波市内の皆さんが健康で生き生きと生活ができる、そういうことをまずやりたい。そうすれば、町にはおのずから私は勢いが出てくるといふふうに考えています。したがって、これからはその病気の予防というところに力点を置きながら、また予算もつけながら、市民とともにすばらしい健康なまちづくりを目指したい、それができればまた次のことも考えられるわけでございますが、まずは健康というふうに考えております。また、いろいろしたいこともございますが、あれこれと言ってもなかなかできませんので、まず健康、この健康増進、生き生きと生きれるはつらつとした町をつくる、その源を市民総がかりでつくる、これに全力を挙げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三木康弘君） 正木文男君。

○3番（正木文男君） 市長からは、阿波市まちづくりにかける考え方をご披露いただきました。私からしますと、それだけでしょうか、何となくうまくかわされたというような気もするわけなんです。それも大事なまちづくりの方向じゃないかなというふうに思います。私はあえてここでこういう形でしつこく言っておりますのは、具体的な方向性、理念だとか、その方向というのは確かに必要なものです。ソフト的なものを、どういうまちづくりを考えていくかということは大事だと思います。しかしながら、じゃあ今の健康なまちづくりを進めていきたい、それだけでは政治、行政というものは何もないですね。それをどういう形で予算をつけて、いつ、どういう形でやっていくのかというのがあって、初めて行政なり、政治というものではないかなというふうに思うわけです。私は今こういう中で、本当にこの総合計画、プランができております。しかしながら、これだけでは世の中動いていきません。本当に今私は言いたいのは、市民に本当に夢を与えるまちづくりというものをどう提言していくかということが大事じゃないかな、どういうものに優先順位をつけて具体的に取り組んでいくかということを考えていかないといわずらに時間が過ぎてしまうというふうなことが考えられると思います。私は以前に、この阿波市まちづくり計画というものをあえて皆さんに出させてもらいました。なかなかいいことを書いてるなと思うんで、ちょっと最初のところだけ読んでみたいと思います。昭和の大合併から五十有余年がたち、平成の大合併が全国津々浦々で実施されました。その大きな目的は、合併により行政の効率化を図り、厳しい地方財政の健全化を目指すために実施されたものと言えます。しかし、それだけでこの合併を終えてよいものでしょうか。それぞれの地域の人たちがそれぞれの思いを持ち寄り、新たな集合体としてのふるさとづくりにも取り組まなければ意味がないと思われま。合併を契機として、行財政改革と新たなふるさと創造の両方に向かって取り組んでいくことが大事なのではないでしょうか。新たな共同体は、過去にも経験したように一朝一夕にできるものではありませんが、その方向を模索しつつ、効率的にタイミングよく取り組んでいくことが今私たちに求められていると思われま。そういう方向の中で、子供たちに夢を与えられるまちづくりを今皆様とともに考えてみたいと思います。というふうに私は前段で書きました。私の思いとしてはそういう思いなんです。たまたま私もバッジをつけております、その地域としての一つの役割として。理事者の皆さん方は、それぞれ選ばれた地域をかじ取りをしていくという立場とし

て、この阿波市の方向づけをしていくという重要な役割を担っておられるわけなので、そういうことに取り組んで考えていく、何となくその日が、この時期が、この1年が過ぎていけばいいというものではないはずなんです。本当に大事なこの時期、有効に、具体的に将来を目指して取り組んでいくということが求められているんじゃないかなというふうに思います。本当は、もっと具体的ないろんな案が出るかなと思ったんですが、今出てこないということで。では、私が今一番阿波市にとって重要な施策を、優先順位の私としては1番に上げる施策は何かということを述べてみたいと思います。私が今考える一番優先順位の高い施策は庁舎建設の是非を含めた行政サービスの組織体制をどうするのかということが、今その方向性を出すということが必要じゃないかなというふうに思うわけです。私がかねてから言っておりますように、支所機能を残し、新庁舎建設は中止とし、この現阿波庁舎の耐震補強と一部改築で行政組織の再編を図る。そして、阿波市のシンボルとして、住民の交流、文化の拠点として阿波市民会館の建設を提案をしたいということが、今私の重点施策として考えたい方向なんです。このことについて、庁舎建設に対するいろんな特別委員会、私も委員ではありませんけどもいろんな資料を見させてもらいました。その中でいろんな意見も出ております。それぞれ庁舎を建設するという必要性という中で、前段で先輩議員の皆さん方が、この庁舎の必要性だとか、どういう問題点があるか、そういうふうなことを常に議論の場としてしておられました。私もその中で5点ほど、庁舎をつくるということに対しての反論といいますか、こういうことで余り必要じゃないんじゃないかなということをもとめております。

まず1点目が、現本庁舎は老朽化しており耐震基準に合致していない。また、規模も十分でないという意見があります。しかしながら、この阿波庁舎は築28年、こういう建物は五、六十年は耐用年数ってものがあるわけなんです。私は、支所機能というものと相合わせて、組み合わせていけば、この阿波庁舎に一部増築というものをすることによって本庁としての機能というものが十分果たせれるんじゃないかというふうに思うわけなので、この本庁舎というものが、耐震基準だとか、耐用年数が過ぎてるだとか、そういう観点からは言えないんじゃないかなということです。

それから、本庁方式でないと行政改革の効果が発揮できないという言い方をされる方があります。しかしながら、行政改革の中身は、基本的には大きな要素として人員削減と組織の見直しというものが主じゃないかなと思います。人員の削減、整理というものは、本庁舎があろうがなかろうが関係ないことです。現に、今のこの体制の中で人員削減という

のは進んでいっております。阿波市の集中改革プランというものも見ましたら、その中で現に人員削減というものが着実に進んでいっております。これも、本当に中で努力されてるなというふうに思ったわけですが、職員の数にいたしましても18年度484人、19年度472人、そして20年度には17人減というふうなことで455人になる。20年度の集中改革プランでの削減目標は473人なんですね、それが大分前倒しで455人になる。将来、目標としては22年には444人、約50人近くを定数減をするというようなものも確実に進んでいっております。本庁にまとめなければ人員削減ができないというふうなことはあり得ません。次に絡んでくるんですが、では現各支所を残すということは、施設の維持管理費が多大となって残るということも言われます。私の発想といたしましては、考えておりますのは、まず支所機能を残す、各吉野支所、土成支所、それから市場支所、そこには必要最小限の行政サービスの窓口機能を残すということで十分じゃないかなど。逆に、そのことの方が行政の住民サービスの低下を来さない、市となったためにいろいろと遠くへ行かなければいけないだとか、急ぎに間に合わないだとか、そういうことのない、やはり支所として残す、必要最小限の十二、三人もあれば十分じゃないでしょうか、窓口業務ですね。それから、福祉の窓口業務、それから地域振興の窓口業務というようなものを十二、三人の体制で残していくということでいけば、本庁というのは、財政だとか企画運営、議会、そういうものが集中的にやっていけば、別に立派な支所を残す必要もない。そうしますと、現在各支所があります、吉野支所、土成支所、市場支所、全部今のそれぞれの旧庁舎の本庁舎ってのは必要なくなるわけです。例えば、吉野支所なんてのは維持管理費が1,500万円、うちはコミュニティーセンターが入ってますので1,000万円少しの維持管理費が要らなくなります。土成支所にしましても約750万円ぐらいの維持管理費が要らなくなります。市場支所も約1,200万円ぐらいの維持管理費が要らなくなる。じゃあ、それはどうするのかっていうと、私の考えは、支所というのはそれぞれその地域その周辺に既存の公共施設があります。一番いい例は、吉野支所を考えてみたら裏にコミュニティーセンターがあります。あそこの一角といいますか、ある部屋を活用していくというような中でいけるんじゃないだろうか、それぞれ吉野、市場支所等もそういうものがあります。既存の公共施設の有効活用というような中で十分対応できるんじゃないかなということが言えると思います。

それから、もう一点、組織が分散しており利便性が悪いということを、この調査特別委員会でいただいた資料の中で、職員の皆さん方のアンケートもとった中でそういうことも

言われております。しかしながら、本庁機能的に企画だとか議会だとか、そういうものは別にそういう中で移動するというものがそんだけ弊害があるかどうかという、さほどそれは言えないんじゃないんだろうか、そのことぐらい多少余分があったとしても、それぞれの勤務時間の中でどういうふうにやっていくかというふうな中で、これはその組織が分散しておることによっていろんな行政というものが阻害される、そういうふうなことにはならないというふうに思います。それから次、災害対策の拠点として機能を果たさないという考えもあります。しかしながら、じゃあここを耐震対策をすればいいわけで、逆に災害対策という観点からいけば、それぞれの支所がある方が、それぞれの地域で集中的に地域での拠点として、いろんな情報の発信基地として活用できて、その方が防災対策、耐震対策っていいですか、地震対策、災害対策というものに対してはその方が効果があるんじゃないかなというふうに思うわけです。

なお、もう一つ、そういう観点から行きましたら、この支所機能を残す、そしてこの本庁を拡充してそれを行政体系するという中でもう一点連動して考え合わせましたのが、私が言いました阿波市民会館というものの発想なわけです。阿波市民会館をなぜ提言したいかということは、以前は文化ホールというふうなことを言っておりました。しかしながら、文化ホールというのも基本的には機能的なものも、総合的なものも含めておりましたけども、やはり市になったんだから、先ほど言いましたように何かのシンボル、中心、文化の発展の基地というものは要るはずなんで、それを本庁舎がそういう機能を果たすかというそれは考えられません。本庁舎が、住民のいろんな機能だとか交流の場だとか、そういうものの発信の場ということでは十分それは果たせないというふうに思います。であれば、そのために庁舎が40億円かかるというのであれば、そのかわりに阿波市の一つのシンボル、文化の発進の基地、それから住民の交流の場、情報交流の場というような観点から、市民会館というものの中に文化ホールもつくり、それから私が今思っていますのは土成のあの庁舎跡、あの広大な敷地跡、あそこに土成の図書館、それから私はもう一つは教育委員会もその中に入れて、そして支所というものを組み合わせた形の市民会館、総合的なそういうものを、拠点施設をあそこにつくるといったらどうでしょうか。私はそういうことで、土成の皆さん方も逆に庁舎が来ることよりも、なおその方がいろんな人の交流だとか、経済の発展だとか、そういうものには役立つんじゃないかなというふうな気がするわけです。阿波市というのは中心がないんです。やはり、中心というものをつくっていくべきじゃないかな、そう考えたときに、今の土成のあの庁舎跡、あそこは阿波市

の中心として本当に私は適地じゃないかなというふうに思っています。交通の便だとか、文化の便だとかいろんな総合的な面で、東にも向いてるし南にも向いてるし香川県にも向いてる、そういう中で、あそこに庁舎建設はやめて、この本庁舎を増改築して、もう一つつけ加えれば、この議会棟とこの阿波の本庁舎と改善センターとの間に3階建ての建物を増築するわけです、そこに市場の福祉事務所を持ってくるわけです。それで、耐震対策と合わせて約10億円です。そういうふうな構想の中でいけば、行政組織としても一元化を図れるし、阿波市の方向性といいますか、そういうものも、シンボリックなものもつくれるんじゃないかなというふうに思うわけです。

そこで、質問に入らせていただいたらと思います。

阿波市まちづくりの重点施策の一環として新庁舎建設を取りやめ、かわるものとして阿波市民会館の建設に取り組んでいただきたいと私は思うわけですが、市長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（三木康弘君） 小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） 正木議員からの非常に熱意のこもった阿波市まちづくりご提言をいただきまして、本当にありがとうございます。阿波市は、今学校も非常に頑張っているんです。一条小学校、きのう歯の方のコンクールで1番、今回はこれ全国作品で日本一なんですね、こういうふうなものが次々と起こりまして、これはありがたいことだと思っています。これも、正木議員がおっしゃる文化振興の一つだと思います。今、ご提言いただきましたことは、私は正木議員のご熱意ということで、そのような考え方もあるんだなということできっかりと受けとめておきます。今後、担当者によく協議をしながら、誤りのない方向づけをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三木康弘君） 正木文男君。

○3番（正木文男君） あえて、私はこういう考えを出させてもらいました。ひょっとしたら、また市民の皆さん方、私がどういうふうに聞いておられるか、そういう中で1つのこの庁舎建設の問題等、篠原議員も言っておられました、住民の意向だとかそういうものをどう聞いているのか、それから松永議員も言われておりました。この問題、阿波市の抱える一番関心のある問題というようなものがどういうふうに市民に伝わっているんだろうかと考えたときに、やはり具体的な一つの流れというものが出てないとしたら、私は発信をして、そういう中でいろいろともに住民の皆さんと考えていきたいというふうに思ってお

りまして、あえて長々と私の持論を述べさせてもらいました。

じゃあ、次の質問に移らせていただけたらと思います。

この項なんです、このまちづくりというものを具体的に取り組んでいくという中で、先ほど市長は、健康なまちづくりをつくっていくということも言われました。じゃあ、具体的にそのまちづくりというものをいろいろ検討していくという中で、その考え方なり案を、どういう形で市民だとか、我々議会とかに、提示なり協議をしていく場というものをどういうふうに考えておられるのか。例えば、ローリング方式ということがありますけれども、一年一年いろいろ具体的な課題を立てて出していきと言っておられますけども、それだけでいいのかな。やはり、方向性という核となるようなまちづくりの施策というものを、一年一年予算の中で考えていくのはいいわけなんです、予算じゃなくてももう少し考え方だとか方向性だとか、そういうものをどういう形で我々議会なり住民にそのものを出していくのかという考え方が1点。

それと、前々回でしたか、委員会だったかと思うんですが、こういうまちづくりというものを考えていく中で、もう考える場がないわけですね。特別委員会というのも行政問題特別委員会になってしまいました。まちづくり特別委員会というのはできなかったわけなんです。私は、そういうものを考える場というものがなかったら、前の委員会のときに言いました、若手の職員というものを中心にしたプロジェクトチームなり、意見交換の場をつくって、その場で議論されたらどうでしょうかということを提言いたしました。市長だったと思うんですが、そのとき、そういう方向で、若手の職員をチームとしてまちづくりについて中での検討委員会をされるという答弁をいただいております。その若手の職員なりを中心にしたまちづくりというものに対しての協議だとかその運営、どういう方向でどんな話をされてきたのかという2点、もう最後の質問になりますが、お願いしたいと思います。我々のまちづくりというような方向性に対して、議会とか住民に対して、どういうふうに提示してどう協議をしていこうと考えておられるのか。以前に、委員会で私が提言させてもらった若手職員による、若手職員とあえて言いました、管理職以上の方っていうのはもう先がないんで、やはり阿波市の将来に、より存在感のある若手の皆さん方がどういうふうはこのまちづくりを考えるかということを考える場をつくられるということをおっしゃっていただきましたので、その状況の報告をお願いしたいと思います。

○議長（三木康弘君） 小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） ご答弁申し上げます。

ご承知のように、私たちの内部組織ではございますが、副市長をチーフといたしまして庁舎問題の検討委員会、これはたびたび議論をしております。また、若手職員というお言葉がございましたけれども、若手だけではなくしてベテランも含めましてすべての人に阿波市を、阿波市のまちづくりのためにどうすればいいかというような提言を求めています。このこともこの12月にまたことしの分は締め切りをしようということで、全員を対象に呼びかけております。そこからすばらしいアイデアも出てくるかと思いますが、今は庁舎問題の検討委員会、集中的にいろいろ討議、議論を重ねております。まだ結論が出ておりませんので、その報告はできておりませんが、近くそれができれば、議員各位にもその情報、この方向づけを開示してまた意見を求めたいと、また住民にも、きのうの質問にもございましたように、対話集会等でいろいろなことについての意見を求めたらどうかということもございました。私たちも日程をどなにかつくて、それは12月、1月にしたいなというふうに考えております。日程等につきましては、また担当課とも十分調整をしなければなりません、広く市民の皆さんのお声を聞きながら、これが生かせるまちづくりをしたいというふうに考えております。そういうことで、庁舎問題、非常に今大事な山場に差しかかっておりますけれども、副市長を中心に、本当にもう熱心を通り越してそこまでやるんかというぐらいやっています。信じてください。必ずいい案ができると思います。それを私も待っているわけでございまして、それを生かして、一人でも多くの人の意見や知恵を集めていいものをつくりたいという気持ちでいっぱいでございますから、ひとつ時間をいましばらくおかしくださいますようお願いいたします。答弁といたします。

○議長（三木康弘君） 正木文男君。

○3番（正木文男君） 小笠原市長、なかなか粘り強い、粘り腰がありますので、そういうふうにしてくれるということを期待しております。

今言いましたように、庁舎の建設というものがやっぱり一番、先ほど言ったように支所を含めた行政機能をどうするかということは早目に出さないといけないと思います。それと、まちづくりという視点で何を優先していくか、合併特例債というものが、これは大事なんですね、将来ないですよ、8年先には、投資的な経費だとかいろんなものかけられるっていうのは。多少商売人の方、皆さんおられますけど、商売であれば、多少公債費率が上がったとしてもリスクを覚悟で今投資しておくという視点も要るんじゃないかなと思います。このことも私は前にも言いました。そういう中でいきましたら、じゃあ、学校の耐震化というものもまず1つは私は優先順位が高いなと思っています。それから、幹線道路、

先ほど稲岡さんからも出ました、やはり道路は効果が高いわけですから、合併特例債を使えるように県とも働きながら、市の方は市として主体性を持ってどういうふうに取り組んでいくかだとか、そういう優先的なものを、いつからやるんだ、どうやるんだ、どの予算でやるんだと、これだけ行けば、全部8年間で終わるはずないですよ、やっていって幹線道路なんてのは全部終わらないと思います。しかしながら、こうやっていくんだというようにしっかりと計画を立ててやっていくということをやっていただきたい。副市長の指導力のある中で、職員の中で検討されているということですから、庁舎問題プラスこのまちづくり、今の重点施策と、今この時期に何が優先順位があるのかという課題を設定していかなければ、何の政策、何の行政、何の施策だということを住民から問われかねないというように思います。

私も今回のこの中で、理事者といいますか職員の皆さんにちょっと苦言を呈しておきたいと思いますのは、今回このまちづくりというのは総合的な問題を投げかけたときに、余りにも縦割りの答えが返ってくるんですね。自分とこの部に関係するところはどうだこうだという発想なんですね。確かにそうなりがちな、組織が大きくなったらそうかもわかりません。しかしながら、それだけではいい案は出てこないわけです。やはり、こういう企画、プロジェクト的なものは、各部だとか縦割りじゃなくて総合的にだれかがまとめる、そういう体制をとっておかなければいい案はできてこないと思います。その辺のこともしっかり考えていただきたいと思います。阿波市民会館の建設も含めて、阿波市の意味ある将来づくりのために、今取り組むべき課題を総合的に速やかに企画、計画し、残された期間を有効に生かし、住みよいふるさとづくりのために住民や議会の意見をしっかりと取り入れていただき、ともに取り組んでいきたいなというふうに思っています。よろしく願いいたします。この項、これで終わります。

2点目の質問に入らせていただきます。

国民文化祭、教育長初め職員の皆さん方も休日等いろいろとご足労されて、そのご苦労のかがあって本当に意義のある会ができたんじゃないかなというふうに思っております。私も行かせていただきまして、本当にたくさんの方が来てくれてるなというふうに思いました。そして、手づくり文化という中に、これだけいろんな部門といいますか、こんないいものがあるのかなということも感心させられました。一番びっくりしましたのは、広瀬光治さんのニットの貴公子の講演ですね。私、あの人をテレビで見たときに、もう確実に女の人だと思ってました、ところが実は男の人が。テレビで、リーグ21のテレビで

出ております。あれで見ましたら、ちょっと声の太い女の人かなと思っただけですが、その人の講演がありました。ニットの貴公子ということで、この人の講演もあつたりというようなことで、盛会に終わったわけなんです。そういう意義あることで終わったわけなんですけれども。この国民文化祭の実施によって得られるもの、そしてまたこの成功を受けて、阿波市の文化振興のためにどのように取り組もうと考えておられるのか、教育長の答弁をお願いいたします。

○議長（三木康弘君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 正木議員の、国文祭で何が得られたかということと、今後阿波市の文化振興のためにどのようにそれを生かし取り組むのかというご質問でございました。第22回の国民文化祭、阿波市で開催いたしました国文祭は、生活文化フェスティバル、手づくり文化の創造でございました。手づくりの魅力を紹介しながら人と人との交流を深め、文化活動への意欲を高めるため、一つ一つのイベントが市民の手づくりでつくられたものであったと思います。このことが大変大きな意義があったと思います。また、今議員からもおっしゃっていただきましたが、準備から本番、撤去に至るまで、一般公募したボランティアスタッフの方75人、文化協会の方、文化協会は150以上の団体で、000人の会員を持っている団体、文化協会の方々を初めJAの方々、商工会の方々、また婦人会の方々、また学校関係では幼稚園から高等学校までの方々、そして行政が、本当に協働して国文祭を盛り上げて成功させるために一生懸命に協力し合いました。開催期間中は全国から応募された手工芸作品は482点、それと同時に文化協会が総合作品展も開催されましたので、会場は本当に手工芸作品で埋め尽くされました。また、今議員からもおっしゃっておりました広瀬光治さんの講演、それとまた手工芸作品づくり体験コーナーは多くの人でいっぱいでした。地元の特産物等を生かしたバザーにも大変人気がありました。県下でも有数の農業地帯である阿波市の大変質の高い農産物を、全国からの来場者の方々にPRすることもできたと思っております。2日間で、当初は2,000人というふうに見込んでおりましたけれども、はるかに上回る5,000人を超える多くの方々が訪れていただきました。本当に、その当地において手づくりの魅力、よさを感じていただいたと思っております。すべてのイベントが盛況のうちに閉幕し、茨城県の結城市の方へバトンをタッチすることができました。本当に、市民の皆様方また議員の皆様方、関係する皆様方にご協力いただきましたことを、この場をかりてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それから次に、この祭典を通して、市内の多くの団体に参加、ご協力をいただきましたことに、地域の活性化が図られたのではないかと考えております。特に、市民の手でつくられましたあの大きな阿波市友情のキルト、本当にしっかりと縫い合わされました。4町合併にふさわしい作品であったと思います。これは本当にいついつまでも残るものであると考えております。同時に開催しましたオレンジリボンキャンペーン、これは子供の虐待防止の呼びかけでございます。また、エコイベント、ポイ捨て防止の呼びかけなどあわせて啓発することができたと考えております。これも大きな成果というふうに考えます。

次に、今後の取り組みでございますけれども、国文祭を一過性のものというふうにしないうで、この祭典を通して得られたもの、それは特に人と人との触れ合い、助け合い、協力し合うことのすばらしさをお互いに感じたものと考えております。そして、喜び合い楽しんだこと、その中で文化というものを得ることができたのではないのでしょうか。これらの文化を、あるいは成果を次世代に継承、発展していかなければならないと考えております。阿波市の新たな文化の視点を新しい文化の創造へとつなげていきたいというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（三木康弘君） 正木文男君。

○3番（正木文男君） 今、教育長の方から、いろいろ報告なり成果というものが報告をいただきました。文化という中で人と人との助け合い、触れ合い、そういうものも文化の一つじゃないかなと、逆に芸術だとかそういうものを通しての文化というものも新たな広がりのある文化というふうなことが言えるんじゃないかなというふうに思います。私、せっかくこれだけの一大イベントをやったわけなんで、この阿波市というものをもっと文化振興というものに図って行っていただきたいというふうに思うわけです。なぜかといいますと、阿波市には、この文化、芸術活動に取り組まれている人々、老若男女たくさんおられるわけなんです。阿波市文化協会の活動には153団体、延べ人数2,300人を数える人たちが、コーラスとか、舞踊、詩吟、絵画等たくさんの方で活動しておられます。そういう人たちを、より幅広く交流ができ、わがが磨けるような場をつくっていくということも大事じゃないかなというふうに思います。

そういう中で、教育長に再度お話ししたいのは、この文化振興のための発表の場、一流の人の芸や話を見たり聞いたりする機会というものをつくってもらいたいなというふうに思うわけです。生の声、生の演奏、そして一流の人のお話を直接聞くということのその感

化力、インパクトの強さっていうものを感じるわけなんで、多少予算がかかるかもわかりませんが、市の文化事業というような中で、今もやっていますけどもそういうものを、文化芸術的ないろんな事業をより積極的にやっていこうというお考えはないかどうか、お伺いいたします。

○議長（三木康弘君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 正木議員の再問にお答えしたいと思います。

確かに、文化活動、これは本当にそれぞれ人々にとっては大事なことだと思っております。今後、私どもはしっかりと市民の方々にそういった文化を味わっていただくというか、そういう場をしっかりと考えていきたいと思っております。できる限り、そういったコンサートを初め文化活動ができる場も計画していく方向で考えていきたいというように思います。

○議長（三木康弘君） 正木文男君。

○3番（正木文男君） ありがとうございます。

ぜひ、積極的な方向で、多少予算はかかるかと思いますが、私も取り組んでいただきたいなというふうに思います。

最後に、これもまた教育長に質問をしたいと思うんですけども。結局、そういう生の声だとか一流の人を呼ぶと、そういうときにその受け皿としてその場というものが必要になってこようかと思えます。そこで、例えば文化ホール的な、市民会館の中の文化ホールとか、そういうようなものがあって初めて一流の人も生きてくる、その雰囲気の中で生きてきてより有効になってくるんじゃないだろうか、そういう本物の人の演奏を、本物のといますか、そういう場で、例えば今の中学生、小学生、そういう者に聞かせていく、そしてまた一流の人の時局講演だとか、そういうものを聞くことによって阿波市民の意識も向上していくんじゃないかな、そういうより効果を発揮するためには、こういう市民会館を核とした文化ホールといますか、そういうものが必要じゃないかなというふうに思うわけです。阿波市を見ていったときに、体育施設の整備はかなり進んでおります。市民球場なり、郡民球場とかいろいろありました。それから、この前サッカー場もできました。体育館とか、そういう体育施設ってのは確かにかなり進んでおるわけです。しかしながら、この文化的な施設というようなものはまだまだおくれる、逆に取組まれてない、そのままの昔の状況でしかないように思うわけですね。先ほど、1問の中で、阿波市として今抱える重点施策として阿波市民会館をつくったらどうだろうか、そしてその中に文化

ホールも含めて文化の拠点なり市民の交流の場としてこういうものをつくっていったらどうだろうかということ提言したわけなんです、この点に関して教育長のご意見はどうでしょうか。

○議長（三木康弘君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 議員の再々問にお答えします。

文化ホール、あったらいいのになあと、あるいは市民会館があったらいいのになあとほしみじみと思っております。しかしながら、市のいろんな財政があつて、優先順位もあろうかと思っておりますので、今後しっかりと考えていく課題かなというふうに思っております。

以上です。

○議長（三木康弘君） 正木文男君。

○3番（正木文男君） ありがとうございます。

確かに、この課題ってのは大きい課題なわけなんで、いろんなものを集約していく、どう調整していくか、市長を初め皆さん方のご努力というものこれから期待されるわけなんです、私としましたら、ぜひ阿波市になったんですから、阿波市の拠点として阿波市民会館というものを核として行政の組織体系づくり、そういうものに取り組んでいただきたらなというふうに思います。

最後になりましたが、3番目ですね、高速道路沿いに設置されております側道なんです、意外と旧町間で差があるというような気がするんです。ちょっと住民の皆さんから声がありまして、よそはどうなんだろうなあと見て見ましたら、土成とか市場の区間、この問題が出てきますのは盛り土部分です、高速道路の中の盛り土部分。高架橋の部分についてはそういう側道とか意外と問題はないんですが、盛り土部分の側道の区間において、夜間になると真っ暗で、意外と人家等も少ないところだとかという部分が、何かこうエアポケットみたいな感じになって、物すごく不安な状況という場所があるわけなんです。そういう中で、特にこの阿波町の区間、東から行きましたら西ノ岡、そして梅ノ木原、正広、この間における高速道路、ほとんど盛り土部分になっております。その側道は夜間になると本当に真っ暗となりまして非常に防犯対策なり通行の安全の確保のためというようなことで、それからまた子供たちや一般市民の安全な住環境の整備というようなことで、防犯灯の設置というものをお願いしたいなというふうに思うわけです。このことについて担当部長のご意見をお願いいたします。

○議長（三木康弘君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 正木議員のご質問にお答えをいたしたいと思ひます。

防犯灯は、夜間の犯罪を防止し、市民が安全で安心して通行ができるよう電力柱を主に現在市内に約3,600基設置をされています。防犯灯を設置するには、要望者からの申請書をもとに、おおむね100メートルに1基とした設置基準により、職員が現地の調査を行い、予算等も勘案し、設置をしております。申請書には、隣接土地、家屋所有者の同意欄も設けており、設置による住民とのトラブルのないよう努めておるのが現状であります。

要望の高速道路の側道については、他の防犯灯と同様に要望者からの申請に基づき調査をして、今後対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（三木康弘君） 正木文男君。

○3番（正木文男君） この阿讃山系沿いですか、例えば大門の方とか、それから遠光の方、空き巣が入ったというニュースも来ております。そしてまた、私どもの家の近くの八丁原というところでは強盗に入られたというニュースも出ました。意外と昨今本当に不安な治安上で問題もあるという状況にもあります。

本当に側道沿いに夜車が1台とまってるだけで何となく不安になりますね。真っ暗な中で車とまってるだとか、意外とこの盛り土部というのは陰になりがちで、いろんなもしかしたら不審者の徘徊の場だったりとか危険な場所になりかねませんので、ぜひとも一朝一夕にはいかないかとも思ひますけども、計画的な中で取り組んでいただく。そういう中で、私どもとしましたらまた住民の意向を受けてお願いをしていきたいなというふうに思っております。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（三木康弘君） 以上で3番正木文男君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時50分 休憩

午後3時05分 再開

○議長（三木康弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により午後5時を過ぎた場合、延長したいと思ひます

が、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は午後5時を過ぎた場合、時間を延長することに決定をいたしました。

それでは次に、19番原田定信君の一般質問を許可します。

原田定信君。

○19番（原田定信君） 今、議長の許可をいただきました。19番原田定信、市政に対する一般質問を行わせていただきます。

ちょうどことしのカレンダーもいよいよもう1枚残すのみとなってまいりました。ただ、この時期に来ますと、それぞれの報道機関もそうですけれども、あらゆる見地からこの1年を総括する、そのような記事とか話とか聞こえてまいるわけでございますけれども、本市におきましては実は12月2日に支局この1年ということで藤田記者が書かれた1年間のことが抜粋して出されました。藤田支局長によりますと、人口維持へ施設展開ということを書かれました。ただ、思いますのに、先ほど来、武田議員からの有線ケーブルの説明がありました。これも市民の方にとって本当に大きなことし1年の出来事でなかったかなど。また、正木議員からも文化祭についての質問がありました。これも阿波市の文化を問う中で本当に貴重な私はイベントでなかったかと思うんですけれども、あえて藤田支局長におかれては人口維持へ施設展開ということを阿波市のこの1年ということで総括して書いていただきました。

と申しますのは、これはまた私の一つの独断と偏見かも知れませんが、藤田記者、ちょうど今2歳のかわいらしいお嬢ちゃんの子育て中でございます。特に、子育てということについては、私は殊のほか関心がおありなんじゃないのかなというふうなことを思います。というのは、私は子育てっていうのはそういうもんでないかなど。子供を持たれておって初めてその子育ての厳しさ難しさということが痛感できるわけでありまして、阿波市にとって本当にビッグニュースであったはずのACNの開通、そしてまた文化祭よりもあえて子育て支援ということで書かれました。そうした中で記事を見ますと、出産祝い金のことも書かれております。

また、末尾には3月に吉野川市から阿波市へ引っ越した子育て中の女性会社員（30歳）は、市の子育て施策は充実しつつある、他にない魅力的な施設をもっと企画し進めて

いけば、子育てするなら阿波市というイメージが広まると思うと期待を寄せる。

最後に、子育てを柱にして阿波市が特色ある自治体にどう変わっていくか今後も注目したいというふうなことでこの記事は結ばれております。

そういったような背景を背に、一番冒頭に私の質問では少子化対策についてということで、まず小笠原市長にお聞きしたいと思います。

小笠原市長におかれては、市場町長の時代から特に少子化については取り組んでこられました。合併した4町それぞれ素晴らしい事業を継続しておられましたけれども、特に旧市場町においては、子育て支援ということについては他の4町のまさに追随を許さないばかりの充実した施設及び政策が展開されてきたというふうなこともご案内のとおりでございます。そうした中で、この記事引用するわけじゃありませんけれども、なおさらなるバージョンアップを今後図っていただかなければ、あえて子育てをしておる方、今少子化に歯どめをかけるべくいかにやってどうやってそこらを支援できるかというふうなことが叫ばれるのも私は今の行政に置かれた大きな役目でないかなというふうなことを思っております。

また、前段、委員長から報告がございましたけれども、11月13、14日、福井県の・江市の方に行政視察に行っていました。子育て支援というふうなことを中心に見させていただいたわけですが、子供の減少率が非常に少ない。平成14年から18年までのデータでも、子供の減少が90人しか減少していないというふうな中で非常に子育て支援というのが充実されております。そして同時に、子育て支援のみならず、あえてその若い男女の出会いを求めべく出会い交流サポート事業云々というふうなものも盛んに取り組まれて、あえてこの町においては子育て支援を本当に一生懸命やっておられる。まさに阿波市のもう一段階上に行く自治体じゃないかなと思うわけですが、今小笠原市長、振り返られまして、今後においてこれらの子育て支援、さらにバージョンアップを図るべく、今後この子育て支援に取り組むべきお考え方を市長の方からまずお述べをいただきたいというふうに思います。

○議長（三木康弘君） 小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） ただいま原田議員の方から子育て支援についての考え方について意見を述べろということでございますので、一言申し上げたいと思います。

今、私にとりましては何かこう過分な過去のことをおっしゃられたような気がしまして赤面の至りでございます。

しかし、やはり子供は町の宝でございますので、何としても子育ての支援はやらねばならない、町がしなけりゃならないという思いでいっぱいでございます。ちょうど環境もよくて、皆さんがそれを理解してくれて応援してくれたおかげでそのようなことが少しずつできたわけございまして、今振り返りますとやっぱりしてよかったなと思っております。ただ、私も実はこの今の・江市のお話を聞きまして、やはり進んだ町もあるなというふうな感じがいたしました。

実は、この前の議会でも香西議員からも子供の妊娠の5回の健診を考えたらどうかというようなお話もございまして、それもまだ打ち合わせができてないわけございまして、ちょうど新聞を見ておりますと、国の方針で5回はというふうな記事が載っております。多分、中央での政党の方の働きかけもあってそんなことがされたと思いますが、記事をよく読んでみますと、県の方では特別な支援はできないと、したがって国の希望的ないわゆる政策というふうにとめてます。しかし、それはやはり母体を守り、また健康な赤ちゃんを産んでもらうということは何よりも少子化の歯どめの一つになるんじゃないかと思ひまして、私もこの事業につきましては万難を排して取り組むべきでないかなと思っておりますが、まだ担当課とは十分な協議ができておりませんので、今後、きのうも少し議会の間で担当部長にしっかりこの問題を勉強せないけないと言っただけで、具体的な話はできておりませんが、そのようなことは何にも増して今やらなければ取り返しはつかないというふうと考えてます。

特に、この先進地の視察の話を書きましたときに、ただ出産祝い金を出すというだけではなかなかこの子育ての支援にはならないと、どのような視点かということを書きますと、やっぱり家庭の中であっておじいちゃんおばあちゃんがおって、家族が同居して多くの家族の中で育っていくということも、これをつくるのがやはり若い人も子供を安心して預けれますから子供が産みやすい環境の一つではないかと思ひます。

そういうこともございまして、私は新年度に向かって担当課とよく協議をして阿波市に一番ふさわしいものを何かつくり出したいという現在思いでいっぱいございまして、まだ案はできておりませんのでこの場で申し上げるわけにはいきませんが、何かつくりたいというふう考えております。

特に、総務省の方でも頑張る市町村のプログラムというのもございまして、その中でも手を挙げまして、私たちは特色のあるまちづくりを目指して国にも強くアピールし、同時に国からの支援もいただきながら、これらを適切にしかも優先的にそういう方面に使って

いきたいという気持ちでございますけれども、そのこともまだしかと返事はいただいておりますので、この予算の編成を迎えまして国との協議も進め、できるだけ実現をしたいと、そして子育ての支援に一層拍車をかけ、なおかつお母さんの母体を守るためのやはり国の方針も私たちは県下でしていない町村の一つとしてぜひやりたいなという気持ちでございますので、担当課とは十分協議をして3月の議会には何らかのきちとしたお答えができると思います。そういうことで一生懸命取り組んで、やっぱり子供がふえなければ町は活力がなくなるというように考えてます。

先ほど申しあげましたように、阿波市内の小・中学校の生徒さんは非常にいろんな面で活躍されてまして、文部科学大臣表彰とか県下一とかいろんな賞をもらってます。これが励みになってやっぱりお父さんやお母さんも自信を持って立派な子供を産み、そして育てられる環境をつくるのは私たちの政治の責任だというふうに考えてますので、性根を入れてこれはやっていきたいというふうに考えてますので、いろいろ議員各位におかれましては全国にアンテナを上げまして、いろいろ情報も入ると思いますので、また教えていただきまして、相ともにこの町が発展できますようにご協力をお願いいたしまして、答弁いたします。

○議長（三木康弘君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 大変前向きなご答弁をいただきました。

また、頑張る町村支援ということで選ばれつつあるってということで、明るい私はニュースでないかと思うんですけれども、お聞きしたところ、年間3,000万円の補助金がひもがつかずいただけるというふうにお聞きしております。ぜひそのような、常日ごろ市長の東京に向けてのご努力がそういったように着実に私は実を結んでいるんでないかなということで、できましたら3月にそのような朗報をお聞きしたいなというふうに思っております。

次に、副市長にお尋ねしたいと思うんです。

先日も笠井議員の質問の中で出されました。18年度に阿波市においては278人の方が誕生しております、お生まれになっている。反面、511人の方が亡くなられておる。まさにこれは人口の減少傾向に歯どめがつけられない、18年度だけの抜粋ですけれども、17年、16年も同じような推移をしておるわけです。先ほどご紹介した・江市見ますっていうと、18年新しく生まれた出生者が679人で、亡くなられた方が604人ということで、新生児が亡くなられた方を上回っておるというふうなことで非常に人口が増

加しつつあるということなんですけれども、あえてそうした中で、前段同僚議員の質問の中で市長の方から副市長を中心としてあらゆるプロジェクトに対して前向きに本当に一生懸命取り組んでおるんだというようなお話をさせていただきました。

そうした中で、ぜひ私はお願いといいますか、特に管理職じゃなしに若い子育てしておる職員の方、それらの方を網羅していただいて、若手職員による政策研究グループ、子育てについての市長がこっぴどく一生懸命この子育てに取り組んでるのですから、もう既に子育てが終わった人じゃなしに、市役所の職員たくさんおいでます、そのような人たちが男性、女性を問わず、そういった問題についての取り組むべき私はチームをつくって、その実際に現場でやられてる方に提案していただいたらどうだろうか。

ちなみに、・江市においたら、これはそうしたグループからの提案らしいんですけども、父子手帳の交付事業、母子手帳っていうのはご案内のように厚生労働省から発行されておりますけれども、父子手帳、お父さんと子供に対しての手帳の交付事業がされておる。それもそんな大きなお金じゃありません。年間47万円っていう中で父子手帳が交付されておる。そして、その中見たら、お父さんの子育て手帳の発行と関連の事業、もう既に子育てはそのお母さんだけじゃなしに家族だけじゃなしに、あえて申したらもう夫婦、ご主人も一緒にやっつけていける。また、新米お父さん学級の開催ということで新たににお父さんになられた方にそのような講座を市の方から提供してやっていただいております。そしてまた、お父さんデーの開催など、たくさんの企画がそこから生まれてきて、あえてともどもに子供を育てていこうというふうなこともやられておるそうでございます。

また、子供を中心としたショートステイの事業もやられておられます。例えば、出産とか介護とか仕事とか、またいろんな都合で一時的に家庭で子供を預かっていただく施設等も充実していただいて、そしてそうした中でその子供たちを預けて、また子育てをしながらいろんなことに取り組んでいける、そのような、ぜひ阿波市においても私は若い職員の方でそういうチームを私はぜひ立ち上がっていただきたいなあということを思います。

また、このいろいろ勉強した中で、私は特に最後に担当課長にお聞きしたんですけども、いろんな中でそれ以外に数字見えている中で、何かもっと大きなこの少子化傾向に歯どめの何かあるんじゃないですかというふうにお聞きしたときに、いわくおっしゃられたのは、非常に私の市は同居率が高いですと、要するにご両親との相住まいっていうのが非常に多いわけですね。だから、そういうふうな中で若いご夫婦だけで子供を育てて、そ

してまたするというよりも、お父さんお母さんがおいでる中であえてそういうふうな子育てを、ご両親もおじいちゃんおばあちゃんが応援してくれる、そういうふうな中でそれらの問題が克服されてるんじゃないのかなと。

今たくさん申し上げましたけれども、副市長の方でそのような若い職員にぜひそのような立ち上げるべく機会と申しますか、意見を聞く場をぜひ設定していただきたいと思うんですけど、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（三木康弘君） 野崎副市長。

○副市長（野崎國勝君） 原田議員からは委員会ということで先進地視察、特に子育て支援ですかね、・江市の状況をお聞かせ願いました。この中で特に感銘を受けたのが、死亡率より出生数の方が多い、非常に今の時代に感銘する状況じゃないかなと思ってます。

そんなところで、若手職員による子育て支援といいますかね、例えばお父さんの手帳ですかね、母子手帳にかわる父子手帳ですか、あるいは親御さんと一緒に同居するというような制度、そんなことが考えられないかという話でございました。

私、常々考えますのに、いろいろ市の総合計画であるとか庁舎建設とか、あるいはケーブルテレビ等々、大きなハード、ソフト事業については職員とともにかかわってきました。ただ、今の原田議員からお聞きしたような若手職員による子育て支援というのは正直言いまして思いもつかなかった、本当に目が覚めたような感じがいたしております。

それで、いろいろ子育て支援関係調べてみますと、出産祝い金から始まって乳幼児の医療制度あるいは保育料の統一等、それから延長保育、一時保育ですか、それから子育て支援センター、学童保育、適応指導教室、小学校の英語教育ですかね、それから最近のオレンジボン、それからあと市長申しましたけれども、妊産婦健診等々、これから検討されるべき事業もあります。そのほかにチャイルドシートですかね、あるいは奨学金制度等々、出産から子供の教育まで非常に多種多様に補助事業、支援事業が組まれてます。

ただ、若い奥さん方っていうんですかね、市民の方あるいは県の、市の職員の方にも聞いてみたらそのあたりがなかなかやっぱり周知されてないんじゃないかなという部分が随分あります。何か縦割り行政のひずみっていうのも感じておったようなところですよ。広報あるいはケーブルテレビ等々で、このあたり何か統一された子育て支援策っていうんですかね、そんなところで市民への周知を図りながら、議員から提案ありました若手職員による子育て支援についても担当部課長等々と相談しながらやっていきたいなと思ってます。

ちょっと話はそれからそれるんですが、いろんな今回議員の方からいろいろご指導、提案がございました。いろいろ市の取り組む行政施策っていうんですかね、それを考えてみたら、一番初めに今回阿波市民憲章というのがこの間、市の木、ケヤキあるいは鳥のウグイス、花のコスモスですか、とともに市民憲章が定められたわけなんですけど、この中で、生きる喜びと誇りを持ってあすに向かって人の花咲くやすらぎ空間阿波市という、非常にこれ胸に耳に焼きついてる言葉がございます。

いろいろ歴史的なこういう言葉が出てきた背景、いろいろ聞いてみたんですが、なかなかだれも答えてくれないっていうこと、いろいろ聞いてみますと、どうも合併協ですかね、16年当時だと思いますが、あわ北合併協議会というのがございまして、その中であわ北の新市まちづくり計画というのがどうもつくられたようです。36ページほどの書類なんですけど、ここの基本理念っていいですか、そこで新市の将来ビジョンというのを示してございます。ここで新たな、その言う庁舎問題も問題になってますけれども、施設ですね、新たな大きな公共施設については地域バランスあるいは財政事情等を考慮しながらやると書いてるんですが、最も大事なのが今の阿波市民憲章に結びついてるこのあすに向かって人の花咲くやすらぎ空間阿波市というのはここで初めて出てきたと。これが引き継ぎまして、第1の阿波市の総合計画、10年計画、私の阿波未来プランにくっついてる。

こうしたこの中で、子育てにも非常に関係するんですが、人の花咲くやすらぎ空間阿波市ですね。ここへ一言、あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間、子育てするなら阿波市という言葉も入っていいんじゃないかなというような、原田議員首かしげてますので、もう一度言いたいと思いますが、あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間阿波市というのが市民憲章でもあるし、総合計画の私の阿波未来プランのポイントになってる。また、合併前の新市まちづくり計画にもこの言葉が入ってる。ここで再度言いますが、あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間、子育てするなら阿波市というな言葉が本当にこれから先入ってもいいんじゃないか、そういう感じをしながら今原田議員の質問を答弁しております。この言葉を忘れずに若手職員にもしっかり説明をして一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

答弁終わります。

○議長（三木康弘君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 今、副市長にも大変前向きなお答えをいただきました。

まさに子育て支援っていうのは、今の少子化傾向の中で本当に大事な政策だと思いま

す。改めて理事者の方々ご認識をいただいで進んでいただきたいと思うわけでございます。

この1点目の最後の質問を教育長にお答えいただきたいわけですが、昨日笠井議員の質問の中にありました。18年度に生まれた新生児は278人、17年度には258人、そして19年、ことしですけれども、11月30日現在163人というのが阿波市で誕生しておりますところの新生児でございます。

そういう中で考えてみますならば、せんだっての議会の委員会の中でも中学校の建てかえ、改修っていうふうな議論もなされておるのも事実でございますけれども、あえてこの時期にそれらの耐震構造の問題等もありますけれども、あえてそうした少なくともまず中学校が統合することを考えるような一つの方策を考える時期が来ておるんでないかと。あすあさってにそれらを計画を実際的に移していけというわけじゃありませんけれども、十数年したときに阿波市で中学生に進学する子供は278人なんですよね。非常に多感な子供たちは、大きなたくさんの人の中でもまれながら成長するというふうなことが一番、競争して育っていくっていうのが、私はまず教育の原点、基本でないかなと思うんですけれども、さすれば旧の阿波郡で中学校、私は1つでいいのでないか、旧の板野郡土成、吉野についてはこれも1つでいいのでないか。まさにそれが西で1つ東で1つじゃないけれども、それぞれの地域で一つ一つの私は中学校で十分やっていけるんじゃないかな。ならば、そういうふうな議論も今将来に向けてやっぱりやっぴりやっぴりいかなければ、やはり地元の抵抗、いろんな形の考え方ありましようから、そういうふうな中・長期的なお考え方を議論する場をセットされてもいいんじゃないかと思うんですけれども、教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（三木康弘君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 原田議員からのご質問でございます。

大変重要な課題であるし、私どもは慎重に今後考えていかなければならない課題だと思っております。このお答えするに当たって、現状を少し簡単に述べさせていただきます。

人づくりは教育からと言われておりますように、本当に教育そのものが大変重要でございます。現時点におきまして、小学校10校、中学校4校、本当に県下でも私は誇っているんですけれども、非常にこの学校規模としては適正規模だと思っております。本当に規模が小さからず、またずっと大きくなくということで、大変学習活動の場としては非常に

いい形だと思っております。しかしながら、今、議員から申されましたように、今後少子化が進み、さらに児童が少なくなっていくときにどう考えていくのかというご質問でございます。私は、現時点のあり方、確かに耐震診断等進めていっております。今現在の子供たちが安全、安心して学校生活ができることがまず差し当たっての思い、考えてございます。

それはさておきまして、今後私は将来にわたって中学校の統合を考えるべきではないかということがございますけれども、私がいろいろ考えておりますことは20年先を考えてみたいというふうに思います。今後20年後の阿波市の学校の姿ということで、長期的な考えということで研究グループを来年度から3カ年ぐらいで研究して、その後いろんな状況、動向を見ながら20年後ぐらいには今、議員からおっしゃられました中学校の統合も視野に入れて計画していくべきかなというふうに考えております。ただ、これからの教育のあり方が大変変わっておりまして、中学校の統合のみならず小・中学校一貫教育とかあるいは幼・小・中学校一貫教育とかというふうな形も今後考えていく必要があるかなというふうに思っております。ですから、現時点におきましては、来年20年度からそういった統合に向けての研究グループを立ち上げたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 今非常に前向きなご答弁をいただきました。

20年後というのは、少々ね、問題もほかに広がることもあるんで、教育長なりのご判断というふうに思いますけれども、協議を重ねながらぜひいい阿波市の教育環境をつくっていただきたいなというふうに思います。

2点目の質問に移らせていただきます。

2点目には市の行う企業広告についてということで質問をさせていただいております。担当部長の方にお答えをいただきたいと思うんですけれども、9月議会において篠原副議長の方からこのことについての質問がございました。もうACNが全市に供用開始されたときに、あえてそれらの広告等々については、これから今それぞれの自治体も知恵を出すときだし企業も知恵を出すときであって、あえて毎日の非常に視聴率高い中でいろんな放送が今見られておりますけれども、その中にぜひこれを私は企業の広告は入れるべきだというふうなことを思っております。

また、特にACNに関しては番組の編成会議の中でそれらが議論されておるのかどう

か、そしてまた市の取り組む姿勢として私は積極的に取り組んでいただきたい。これも決して無料じゃありませんので、そこに幾ばくかの浄財も募れるんじゃないのかなというふうに思いますし、そのことについてもお聞かせいただきたいというふうに思います。

それともう一つは、例えば郵送物がございます。例えば、封筒であろうと、特に広報阿波とかいろんな印刷物等々が市から配布されておるんですけども、それとて私は企業広告を入れたらいいんでないか。例えば、金融機関なり J A、そしてまたいろんな事業所、例えばできるだけ競合が少ないのがいいんじゃないかと思うんですけど、例えば結婚式場とかほかの企業だとか、あらゆるそこらのある程度の規制線を引かれても、そういうふうなものでやることによって、これは市の厳しい浄財の中少しでも潤いがとれてくる、かつ市内の企業においてはその企業のイメージがアップされる。またそれは、公用車についてもその企業広告っていうことも今言われておりますけれども、それらも含めて恐らく条例改正的な部分とかは沿ってくるだろうと思うんですけども、具体的に前向きなお考え方をお聞かせいただきたい。

そしてもう一点は、その中でぜひ企業における求人広告、それらもぜひ運用していただきたい。例えば、広報阿波の中に阿波市の求人情報だとか、A C Nの中に求人広告の時間だとか、そういうふうなものを織りまぜて気楽に見るテレビ、そしてまた広報の中で、あここがこういうふうな仕事を求めとるんであればパートで何時間ぐらい行けるんだろうか、電話で聞いてみようかとかというふうに、ぜひ私はそういうふうに知恵を出していただけないものかなあということを感じます。

特に、このあたりで求人の広告をするっていうと、拠点は鴨島にありますところのハローワークなんです。鴨島のハローワークに求人申し込むっていうと、それは美馬のハローワークへリンクされますので美馬の方でもそれは開始されます。となれば、よく企業をなされてる方から聞くんですけども、当然吉野川市、美馬市の方からの求人はあるんですけど阿波市の方、非常に少ないんです、何でかっていったらハローワークに行く機会が少ないですから。ぜひ地元の人のおういった職場を確保する意味の中にもそういうふうな広報できるところ、そういうものをぜひ考えていただくこと、恐らくこれは私は無料でなくてもいいと思うんですけども、そのようなものを織りまぜた中で、総務部長、どのようにお考えなのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（三木康弘君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 原田議員の市の行う企業広告について3点ほどのご質問にご

答弁申し上げたいと思います。

初めに、ACNの方からの答弁とさせていただきますが、この広告については担当としてもやはり自主財源の確保ということで特にこれからは力を入れていかないといけない、と思っています。そういったことで、以前よりご意見のありました民間企業からの広告料については現在全国的な実例を調査中であります。他の市営テレビの状況などを調査しながら、広告放送が及ぼす影響と公共としての秩序、あるいは設定料金など、前向きに検討をしておるところであります。

また、事務的な予定としては、2月中に素案を策定して3月議会には条例や規則の制定についてご説明させていただき、4月からの実施を目指していきたいと考えております。

また、求人広告につきましては、当然地元のすぐれた人材の確保、安定収入による生活安定と向上、また地元産業の育成という観点からも、求人情報をACNの2チャンネルの文字放送の中でお知らせすることはいいことと考えております。ただし、放送するとなると、依頼があった内容を何でも放送することはできませんので、ケーブルネットワーク施設放送番組審議会でも放送内容についての範囲といいますか、そういった問題を提起してご審議いただいた上で、これについてもさきの広告料の定めとの制定にあわせて4月までには制定できるように取り組んでいきたいと思っております。

それから、今までに審議会にこういった内容についてご提案したかということでありましたが、今回初めて広告の内容等、いろいろ調査をしまして審議会にもそういった提案をしていきたいと思っております。

それから、現在市内のこの広告関係について企画課が窓口として行っております。それは、広報阿波とかそういう発行をしておりますので、企画課が窓口として行っております。そういったことで、新たな自主財源確保と地域経済の活性化を図るため、新年度より市が発行する印刷物、市の財産等に広告を掲載できるよう要綱、要領の制定作業を現在進めているところであります。また、市のホームページにつきましても、広告を掲載する企業のホームページにリンクできるよう作業を行っております。また、求人広告につきましても、内部での広告審査委員会を設け、その中で審議をし、掲載するよう考えております。それから、企画課の窓口でそういった求人情報の資料といいますか、そういったもんも、ハローワークとか、そういったところに投げかけて、そういったことも企画課の方で情報が提供できるような方策を今後考えていきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（三木康弘君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 答弁漏れか私の聞き漏らしかと思うんですけれども、例えば各封書、封筒関係とか、例えば広報阿波の中身、そういうふうな企業広告というのをデザイン的なものの中に考えておるかどうかと。封筒というのは必ずいただいたらあけますので、その中に企業が載っっても私は別に差しさわりのないんじゃないかというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（三木康弘君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 少しちょっと答弁漏れがありました。申しわけございません。

今、議員からお話がありましたように、封筒、それから広報阿波、公用車、それからそれぞれ部署によって広告を載せれるいろんな内容があると思います。そういったこともそれぞれ各部署から提案、現在もしておりますので、どんなものにそういった広告が載せれるか、そういったことも提案させていただいておりますので、今言われたような内容について随時調査をして、できる分については図っていきこうと、そういうふうを考えております。

○議長（三木康弘君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 2番目の件につきましては3月に条例制定の議案が出されるということで、ぜひそのような前向きな姿勢で取り組んでいただきたいというふうに思います。

3点目の庁舎建設についてでございます。

ちょうど私も含めて3人、4人の庁舎建設についての質問がございました。私は、あくまでも市政の行き着くところっていうのはいわゆる住民の幸せと、そして福祉の向上、これが私は行政に与えられておる一番の責務でないか、すなわち住民へのサービスをいかにして向上して行って、それらの人の幸せを図るかというふうなことが私は行政に与えられた一番大きな課題でないかというふうに思っております。

そうした中で、今回特に3人、4人の方の庁舎問題についての質問があった中で、やはり私は理事者の方にもひとつお考えいただきたいんです。このままでいくと、私も毎回議会に出てくると思いますよ、この一般質問で、庁舎建設というのは。先ほど来、それぞれの議員の質問の中の要点をまとめると、まずみんなが言いたいその一つはその計画が進まれている中の情報を私たちにも、住民に知らせてほしいということなんですよ、基本的

には。先ほど、市長の答弁の中で本当にみんながここまでやるんかっていうぐらい一生懸命やっとなりますと、それをもう間もなくしますという非常に説得力のあるご回答をいただきました。しかし、逆に私はあえてそこまで一生懸命やっておるならば、その会の中に例えば一般の方がその会を傍聴できるように、そしてまたもう少し私は民意っていうものをぜひ反映してもらいたいなというふうなことを特に思います。

お隣の、例えば美馬市をとった場合に、美馬市は庁舎を建設するかどうかということによって一般の方の協議会を立ち上げた。私は、その時点で絶対にできないなあと思いました。案の定、この議会で冒頭、市長の方から取りかかれないというふうなことが報告されておりますけれども、今まさに民意はというとやはり庁舎については非常に前向きじゃないですよね、今の財政運用を考えたときに。しかし、これは合併するがゆえの一つの大きな約束でもあるし、やはり前段申し上げたように、市民の幸せと福祉の向上、サービスの向上を図るためには、私はそのまちづくりの基本になるのはこれはどうしても新庁舎だと。市の職員を減すための私は新庁舎では絶対にあってはならないと思うし、また逆に旧の庁舎を維持するために、その維持費がたくさん要るから庁舎を建設するんだっていうのも私は論外であって、やはり庁舎をするがゆえには市民の幸せのために、まちづくりのためにその庁舎をどのように運用して企画していった市民の中にその庁舎をこれからのまちづくりに生かしていくかということが私は基本でないかというふうに特に思っております。

というのも、やはり今までの庁舎づくりの計画で私はいかにしっかりしたものを出してきても私はそれはとんざしてしまうんじゃないか。例えば、住民の考え方は多岐にわたってあらゆるニーズがございます。そのようなものを、私はあえてその新庁舎に来ることによってすべてが解決できる。悩み事、心配事が庁舎に来ればすべて、あっ、じゃここへ相談してください、ここへ行ってください、この窓口に行ってくださいと言われるように、私は民間もどンドン庁舎に入れるべきだなあと。今、商工会の合併が叫ばれておりますけれども、商工会とて私は庁舎に入れるべきだと、そしてあらゆる組織、NPO法人だ、いろんな組織、これからできるでしょう。そうしたものもこの庁舎に入っていて、阿波市でもし問題に直面すれば、庁舎に行ったら何かの答えが見出せるんだっていう庁舎計画、庁舎に対しての考え方をつくっていかないっていうと私はとんざしてしまうような、市民がまず私は理解してくれないんだろうと。この庁舎を建設する中に、きのうの質問、お答え聞いておりますという、毎月基金がないもんですから、総務部長の方がお答えになられたように1億円ずつ5年間積みたいという、少なくとも5年後に着手するんで

すけども、1年、2年したら町の選挙があるわけですよ。そのときにもし私は長になったら庁舎絶対やりませんよという人があらわれたら、その人がもし上がったら、すべて私は水泡に帰してしまう、そのようなことを考えるんならば、本当に市長おっしゃられたように、市役所の中で皆さんが本当にここまで考えるからここまで一生懸命するかという考え方もいいですけども、やっぱり建設するんだっていう大前提の中に私はぜひ住民の意見は取り入れていただきたい。そして、前段申し上げたように、この庁舎に来ることによっていろんな問題、悩みっていうのが全部窓口があるんだ、相談してくれる人、話聞いてくれる人があるんだっていうふうな新しい発想の庁舎を私はぜひつくっていただきたいなというふうに思うんですけども、この点について市長、副市長、どちらでも結構でございます。どのような方法なのかもお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（三木康弘君） 野崎副市長。

○副市長（野崎國勝君） 原田議員から庁舎についての非常にいい提言をいただきました。

その中で、私ども職員、検討委員会を立ち上げて4回ほど開催いたしてます。議会の側の方については5回の検討委員会をされてる。なぜ私どもの理事者側で庁舎の検討委員会を立ち上げたかって申しますと、本来なら初めから庁舎建設について、これは非常に大切な事業でございますので本当に市民のための庁舎であるべきですので、初めから市民を交え検討会をやるはずだったんですが、第1回、第2回の議論を重ねるうちに、資料っていうんですかね、財政状況あるいは建設の根拠あたりがすっきりしない、構成メンバーの中ですっきりできない、答えが出ないというような状況に陥ったわけです。3回目からそこらへ気がつきまして、全員で相当議論を重ねて、徹底的にとにかく分析しよう、建設する理由、市民への影響あるいは出先の支所の利活用の問題、あるいは一番大事なのは財政事情等々について多岐にわたって今現在検討してます。第5回目の庁舎検討、議会の検討委員会については、それまでの2回目の成果を提出して議論をいただいたんですが、今後これから先、2回、3回と内容を議会の特別委員会に検討材料として出したいな。そのあたりから始めまして、市民への情報公開、慎重な部長、答弁してましたけれども、していかないかな。当然、議会の庁舎検討委員会あるいは私どもの庁舎検討委員会、建設をやる、市民のために建設をやるということで動いてます。別に市民の方、議会の方を説得するために検討会をやってるんではございません。あくまでも原田議員言われるように、市民のための庁舎って何なのか。

ただ、きょうの話の中で、民間ですね、商工会あるいはそれぞれ団体がいっぱいございますけれども、本当にここらあたりは考えが追いつかなかったな。本当に一番立地のいいところへして、ありとあらゆる市民の方が庁舎へ来たらすべておさまってしまう、半日、1日ですべて終わる、そんな庁舎もやはりこれ考えていかないかなと本当にありがたいご意見をいただいたような感じです。このあたりも踏まえて6回、7回、本当に市民のための庁舎を一生懸命建てるべき検討を重ねていきたいと思っております。よろしくご協力をお願いします。

○議長（三木康弘君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） また、副市長には非常に前向きなお答えをいただきました。

また、これからは時の流れとして私はますますNPO法人的なそれぞれの民間の団体とかいろんな組織ができてくると思うんで、そうした人らのデスクもまたその庁舎の中にある、そしていろんなことの悩みで来たときには、庁舎に行ったら全部の問題が解決するんだ、そのような答えがいただけるような私はぜひ庁舎をつくっていただきたいなあ。今、委員会においても、どの場所にするんかっていうことがまず話の段階で、どの場所にするんかで進んでしまうから議論が一つも前に進まない状態で閉塞感あるんですけども、どのような内容の庁舎にするのかというふうなことをこれから議会も含めてそれぞれ一般の方もご意見拝聴しながら、やはり4万数千の市民の城としてそのようなものが途中でとんざすることなく、ぜひこの合併の一つの大きな成果として実りがある建設に進めることができるように、その点、小笠原市長のリーダーシップと補佐役の副市長の積極的な職員へのコミュニケーション等々をもって、ぜひいい庁舎をやっていただきたいというふうなことを祈念いたすところでございます。

○議長（三木康弘君） 以上で19番原田定信君の一般質問が終了いたしました。

4時10分まで休憩いたします。

午後3時58分 休憩

午後4時10分 再開

○議長（三木康弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは次に、15番月岡永治君の一般質問を許可いたします。

月岡永治君。

○15番（月岡永治君） それでは、議長の許可をいただきまして、15番月岡永治、2

007年度の一般質問、最終バッターを務めさせていただきます。

皆さん方にとりまして2007年度どうだったでしょうか、あと20日余りでございますけども。私は、先月15日に本当に順調に来ておりましたんですけども、大変悲しい出来事に出会いました。市長もご存じだと思いますけども、20年間阿波市にかかわることで九州から元西鉄の稲尾和久さんがチャリティーコンペということで20年間徳島に来ていただきました。その稲尾さんがことしも元気で、73歳でもうありまして、優勝しまして、来年はもう本当にすばらしい会にしようということで鈴木啓示、また元巨人軍の水野選手を呼んでやっていこうと、そういう計画までできておりました。それが、10月の末、急に検査入院するんだということで入院しましたら、本当にあっけない、もう本当本人は絶対知らなかったと思います。我々にも1週間したら帰るんだということだったものですから安心していたんですけども、その訃報を聞いたときに本当にもう涙が出ました。22日のお別れの会に九州に我々飛んで行ったんですけども、こんなすごい人とおつき合っていておったんだと改めて実感した次第でございます。もう鉄腕、本当に神様、仏様、稲尾様、日本国じゅう、もう外国からもこんなに人が来るんかというぐらいの人でございました。20年間、本当に阿波市や吉野川市のために、手をつなぐ育成会でありますとか社協とか、そういったものにいろんな寄附ができたということで、稲尾さんがあつてのそういうことだったと、もう稲尾さんのご冥福をお祈りしたいと、そのように思います。

それでは、貴重な時間でございます。時間ももう最終でございまして過ぎておりますので、早うやれっていうようなご指摘もいただいております。

それでは、私今回福祉行政についての質問をさせていただきたいと思います。

その中で生活保護の認定状況についてお聞きいたします。

我々同僚の森本議員が昨年の12月だったですか、この質問をしておりますけども、そのとき健康福祉次長の方から大体の今の阿波市の状況っていうのは聞いております。ですから、答えはできるだけこちらの方でわかっとることは申し上げますので、変わったところがございましたら説明をいただきたいと思います。

それでは、日本国憲法第25条生存権の規定の理念によりまして、また1950年に制定されております生活保護法、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有す。また、生活保護法では、生活に現に困窮している国民に、その程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障しその自立の助長を図る、こういった憲法が、また生活保護法が制定されております。

阿波市の生活保護法の基準は3級地の2となっております。また、その中で日本における伝統的な低賃金のもととなりまして、同時にこの基準が賃金や農業、漁業のもう根幹になる収入を押さえて税額を決める物差し、そういうふうになっていると思います。国保税や住宅の家賃の減免や就学援助、また奨学金の算定などにも活用されております。何倍とかというその数字で生活保護のその基準値が出とるのが今の現状でございます。それで、この基準値を上げるということは各種制度が皆さん方に多く広くの人に対象者がふえる、そういうことだと思います。

本来、国が行う事業を阿波市が市政、4町合併したためにやらなくてはならないようになった。次長の方から12月に、森本議員のときに、4分の3が補助金で4分の1が交付金として返ってくる。これもう本当に交付金というのは一発に返ってきますんで、全額返るかどうかというのはちょっと私確認とれてない、そのように思いますよ。ですから、その中で今人員を配置して、そして阿波市の生活保護世帯の監視というか、そういうようなものをおこなっている。

その中で、一番最初に申請状況のチェックというのはどういうふうにできているかという質問を今しとります。昨年度、約10億円で、18年度4月現在430世帯で647人、大体19年度は一体どれぐらいか、予算的には私10億円ぐらいだと思うんですけど、その中で高齢者の比率ですね。全国でそのときに言われとるのは46%ぐらいだったんですけども、阿波市ではその中の今650人か647人かは知りませんが、高齢者、障害者、母子、まだその他の割合は一体どれぐらいになつとるのか、わかる範囲で結構でございますのでお答えをいただきたいと思います。

また、2番目の新聞報道などで今福岡の話もしましたけども、福岡や埼玉などで見られるように、申請を受け付けしなかったために本当に亡くなる方が出てきた。昔、徳島でもございましたですね。お年を召した方が夏扇風機がない、クーラーがないというんで、たしか富田町かどっかだったと思いますけど、20年ぐらい前にお二人兄弟で亡くなられた。その生活保護世帯がそのクーラーと扇風機を認めてくれ……、冷蔵庫を認めてなかったんだ、何かそういうこともあった。これは今回もそういうふうなことがあって、今生活保護世帯が全体的にすごくふえておると。なぜかっていいますと、これだけの格差のある社会ができてきた中で、申請してもそれを、いろんな障害があるわけですね、生命保険に入っていたらいかんとか住宅ローンとか、いろんな項目で最初から相談に乗ってくれないというケース。ですから、預貯金がある、それを使ってから来なさいとか、その水際で

そのままもう排除してしまう。そういった今やり方をやっておるっていうんで、本当に困っている人が今阿波市でそういう状態になってないのかどうか。もしもわかる範囲で結構でございますからお答えをいただきたいと思います。

それともう一つ、今うちにも相談も3人、4人の方から来ておりますけども、この4月にリバースモーゲージという新しい制度を今阿波市も採用しております。これは、たしか15年に埼玉県で、宮城県ですか、一番最初にやられた宮城県の社協がやられた。そういう制度でございますけれども、年金者や低年金者、生活弱者への対応はどうされておるのか。

それと、このリバースモーゲージというものを皆さんにわかるように、私にもわかるようにぜひご説明をいただきたいと思います。

○議長（三木康弘君） 笠井健康福祉次長。

○健康福祉部次長（笠井恒美君） 失礼いたします。

15番月岡議員の生活保護の認定状況についてという質問事項でございます。

その中で、申請の状況とか、それから生活保護申請があったときのチェックは適正にされているのか、それから福岡のような、そういうふうな事例はないのか、それから低所得者の方々に対して、それから資産のある方に対してのリバースモーゲージについてというようなご質問をいただいております。

それで、申請の状況でございますが、合併当初の17年4月、この時点では合わせて408世帯でした。それから1年後は、18年4月、430世帯でございました。それで、19年4月、444世帯になっております。それで、一番最近なので432世帯でございます。そんな中で、ごく最近時の状況は世帯数、人員とも伸び率がちょっと減少傾向なのかなと、ただこれは19年4月から10月がちょっと停滞なんで、そんなふうになんて感じております。ただ、17年から19年にかけてを時系列に、3年ですけども、見てみますと増加傾向なのかなと、こういうふうなのが申請状況でございます。

それで、そのときのチェックをどういうふうにしておるかというふうなことでございますが、合併いたしまして議員の皆さんのご存じのように、もともと県がやっておりました生活保護の事務が阿波市になりまして、市がするようになっております。それで、市に福祉事務所が置かれております。合併前から若い職員の方々が研修に入られまして、それで県の次長として来ていただきまして指導を受けて、2年間指導を受けて立ち上げをしていただきました。そんな中で、1年程度の期間、実務研修をしながら担当事務に当たってお

ったというのが現状でございます。優秀な職員の方々でございます。一生懸命していただいて現在まで来ております。

それで、水際でそういうことがないのかということですが、民生委員を通じたり、それからご本人自身の申請があったりして生活保護申請や相談があった場合には担当地区の職員が各個人の申し出を受け付け、すべての事案の相談に応じております。そういう状況でございます。それで、生活保護基準に沿って生活の状況とか収入の状態とか健康状態とか扶養の状態など、各項目を調査、照会いたしております。そういうふうな審査をさせていただきます。

それで、年齢がどうなっておるのかということですが、年齢別のちょっと一番新しいこの19年4月10日現在の調査で見ますと、多いところはやっぱり50代から54歳が42人、55から59が81人、60から64歳が、ちょっと5歳刻みなんですけど、63人、それから65から69が64人、70から74歳が67人と、こういうふうな50代、60代、70代の方が多くなっております。高齢になってくると仕事ができなくて保護になっているのかなと、こういうふうな感じを受けております。

それから、リバースモーゲージという制度でございますが、議員のご指摘のように、もともとこういうふうなよく似た事業はなされておりました。ただ、阿波市にとりまして、国、県のご指導を受けましてこの4月からやるようになった事業でございます。要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度っていうふうなことで行われております。

それは、居住用の不動産をお持ちの方で、保護世帯に該当する高齢者の世帯、先ほど高齢者の方がふえておるっていうことですが、65歳以上ということが限定されます。それで、生活保護を受ける要件を満たしておる、ただ貯金とか財産とか、そういうふうなものをすべて使った後で生活保護という対象になるというふうな生活保護基準上のことがございますので、資産があると生活保護にはならないというふうなことを考えてこういうふうな制度ができ上がっているように思っております。それで、居住用の不動産について500万円以上の資産的な評価があるということが条件でございます。それで、その500万円を借りて、それで生活をしていく。それで、それが終わったら生活保護になっていくというふうなことでございます。それで、貸し付けの金利が年3%と、そういうふうなことになっております。居住用の財産を担保にして社協からお金を借りて、それで生活をしていく、こういうふうな思ってください。これは、貸付契約をするのは徳島県社会福祉協議会というふうになっております。これが、リバースモーゲージということで私たちが

説明を受けた制度でございます。

それで、阿波市でも4月になってから5人ほど申請中というふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 月岡永治君。

○15番（月岡永治君） 今、笠井次長の方からご説明いただきました。

今のこれモーゲージというんですか。

これは、今皆さん方聞いたら500万円以上貸し付けを受けてということでございますけども、これは土地家屋を担保として社協窓口で500万円借りるんですけど、毎月要る分ずつをお借りするっていうことですね。逆担保で10万円ずつお借りするんであれば10万円ずつを借りて、そしてそれがなくなったら生活保護に切りかわり、またご自分がそれまでに亡くなられたときはそこで清算をしてその財産を身内の方にお返しする、そういう制度だと聞いております。逆担保ですよ。普通ですと担保で一発に借りるんでなしに、毎月割った金額で借りていくっていう制度だそうでございます。

それで、今5人申請ということでございますけども、今444人が430人になったって10人減ったんのは、これは今までもらって、これを採用してなかったのが4月から採用することによってその人にこれを使いなさいということでその方が生活保護をご辞退されたっていうのが十何人あるのと違いますか。10月でこんな時期やというのはいずれもよね。

私のところに相談の電話があった方はそういうことで私のところに相談に来たんですよ。ですから、今、次長、財産のある方はだめだと、皆さんもこれ運用上の留意点、私も最初思ったんです。預金があったらだめだとか、生命保険に入っていたらだめやとか、子供の学童や学資保険に入っていたらだめだとか、住宅ローンがあったらだめ、エアコンなんかはその地域に70%以上の普及率がなかったらエアコンはだめだっていう、こういう規定がある中で、運用上の留意点ということでそれを判例で今までこういうときには社会通念上、周りと同程度であれば財産を持っていても生活保護を受けられる、困窮した家庭は皆さん受けられるっていう、こういう法律があるんですよ。困窮をした人は、もうその理由は問わない。

それと、今言ような判例で、その財産は生活がその人に処分価値が利用価値と比べても著しく大きいときはそういうふうにしなさいと、でもただ処分を強要したり画一的な基準を設けてそういうことをやっていかなんたらいかんということをこの生活保護9条の中で

うたつとるわけですよ。それが、今、1つのところだけを、生活保護の今金額が上がってきたから、それをとめるがためにみんなこれはだめですだめですってということで、もうあらかじめ我々も聞いておったのは生命保険は全部解約してくださいとか、住宅ローンはだめですよとか、住宅ローンに払ったらあきませんよ。ですけど、少額であったり短期的なものであったら、それは認めるべきであるという、こういう今までの裁判とか、そういうなものでも判例で出てきとんです。ですからそういう運用上の留意点でそういうものも、今の学資保険や学童保険などは認められるケースもあるということなんですよ。それを最初からだめだと今阿波市の福祉事務所は全部その受け付けを拒否しとるのが現実でないんですか。

私、今優秀なケースワーカーがおいでると今聞きました。確かにこの仕事をやられる方は本当にしんどい仕事だと思います。今聞くところによりましたら、1人当たりが80世帯を持っていると。そして、月1回もしくは年12回、そういった回数を行かなくちゃいけない、その人の指導云々ということで行く。本来は相談員が現況ということでやっておりますけども、その方が80件ったら、もうひどいときには住宅なんかでしたら軒並み行っているんですよ。

そしたら、今若い方が、これ先に聞きたいんですけども、ケースワーカー、これ社会福祉士だと思いますけども、この資格を持った方、今9人、今2年で大分変わられたんですけども、それはどういうふうにして資格を持ったのかちょっと聞かせていただけますか。今、きのうまでこちらで働いていた方がもう向こう行ってすぐにケースワーカーになっているんですよ。ですから、大学を出られた方はそのケースワーカー、社会福祉士の資格をすぐ取れるってということがわかっとりますけど、ただ人と本当に心を割ってその人の自立、なにを助けていかなんだらいかん人が、急に行ってあしたからケースワーカーでその人たちを本当に話し合いのもとで助長していけるんかどうかと。そういうところも考えていかないかん。

それと、80件っていうのは、これは今徳島の中央福祉事務所にも聞きましたら、1人当たり大体七、八十人というのは、これ聞いとります。ですけど、隣の家でその人が行ったらあそこは生活保護をもらつとるおうちなんですよってということで、これもう看板で名前書いて行っているのと一緒なんですよ。ですから、玄関で話ししよったら、もう上へ上がってください、もう来た瞬間に。その言ようる、今は自分が生活が苦しいから助けてもらいたいんですけども、ほじゃけどその人が来て、こんにちはって言いよって前でとんとん

たときょうるときに周りから見られる云々というところで、本当に来られる方っていうか、そういうなもので周りにも気を使っておるのが現実なんです。もらいようる人の中ではそのもらいようることを引け目に感じて、そして将来的に自分が頑張っていこうっていう意欲さえなくする人だったっておるっていうことなんですわ。ですから、その今言ようる80人の方の割り振りが吉野町の住宅はこの人であるとか、道からこちらはこっちであるとか土成町のここはこの人であるとかというような形でもう回っとなのが現実なんですよ。

私、この3年間ずっと見てきました。そしたら、もう泣きもってかかってくる人もおります。またきょうもつらい目させられた。私、前に言いましたね。ある児童のケースワーカーの方がことし、それ名前は言いませんけども、私今月2件摘発しました。私それ聞いたときに、そのとき福祉部長の部屋だったんですかね。私、実は福祉部長とその当時の福祉部長の部屋でおったときに聞いたときに、あんた警察ですかって聞いたんです。市民の悪質な方をそういうことでしていくのもわかるんですけども、私行った瞬間に、今月私2件摘発しましたけんね、何か手柄みたいに言われるそういう方がおいでたんで、その方まじめな方だと思うんですよ。ですけど、そういう気持ちで回っておったのではなかなか人のコミュニケーションというのは図れんのでないか。もうこういうのを回るときっていうのは、相手はもう本当に引け目を感じて、そういう中でおる中で、その人と腹を割って、その人の将来をどういうふうになるんかっていうお話をしていただける、そういう、若い方でもすごい人はおいでます、でもある程度人生経験のある方にそういう役っていうのは持っていただいたり、そういうふうにしていかなんだらいかんのでないかと私は思っております。ですから、地方福祉事務所、徳島なんかでしたら、その福祉事務所の看板にシールを張るとか、そういう形で行っていたそうです。そしたら、反対にあのシールを張るとるから、あれはそういうなものであるとかというんで、逆作用とかもあって今やめとるそうでございます。ですから、私はその中でその人の将来を考えてあげてやっっていくのと、その人に、もう年が若い、今言いましたね、50歳から54歳までこれ三十何人もおったり、59歳までの人が190人もいる。そういう数というので、あなたはもう働けるんでしょ、働けるんでしょっていうことで、その人の中身っていうのは全然わかってないのにもう指導ができたり、そういうなものが優先になったりしたように思うわけでございます。

ですから、そういう方が今相談に来られて、本来はこれは民生の皆さん方のお仕事でござ

ございますけども、我々議員は地区住民のために何でもせなならいかん、もうそういう務めでございますのでいろんな形でおせっかいはしておりますけども、やはり今このリバースモーゲージというんですか、これなんかでも本当に孫に、自分の息子にもう精いっぱいこの家だけは残してやりたい、何も無いんだけど家だけは残したい、でも息子や娘も今は大変なんだと、借家でおるときにも将来戻ってきたらこの家で住めるようにこの家だけは守りたいっていうんで、その今度生活保護をやめられた方を私知っておるんですよ。この家を担保に入れるというから。それなら私もうこの家取られるんだったら生活保護ももらえん、不安だけでも死んででも構わん、家だけは守るっていう方が現実におるんですよ。ですから、それを財産があるから、今この運用上の留意点で今言っているように、強要したらだめなんですよ。その人の生活をするための一番の生きがいであるそのものまで取って、その人にこの分でお金を使いなさいと、つくりなさいっていうのはこれ無理な話をしているんですよ。

日本国憲法、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、憲法で決めとる行為からこれ全然離れた行為になってくると思うんですわ。私、この今ケースワーカーっていう方、もう本当に行ってぼろくそに言われてますわ。こんな仕事をほんまに同じ職員の中でしたくないですよ。それで、今税金を集めている皆さん方、もう本当にかわいそうだと思います。同じ職員さんの中で片っぱの人は5時15分になったら帰れるんですよ。あの人たちはもう毎日毎日みんなとその話をしている中でもいつ電話がかかってくるかわからんのです。ですから、その人の気持ちはわかるんだけど、今言ようように。もう一つ、もしも今言ようる女の人のおうちに行くとき、上へ上がるのを男の子1人で上がっていただけますか、若い女の子だったら。そういうペアを組んだり、税金でも2人でやっているわけでしょう。3,000円の集金に行くんですよ。2人で行くんですよ。それが、何でこのところはそういう先輩やその上の方と一緒に行って、その家の話を聞きに行かんのですか。そういうことをもっと上手に福祉事務所の中で、今まだ3年目ですからなかなかうまいことはいかんと思うんだけど、そういうところもぜひこれから先考えてやっていただきたい。ですから、今言われるように、ケースワーカー、一体どういふふうにして選ばれて、今年齢は何歳ぐらいの方がやっているか、まずちょっとお聞かせいただきたい。

○議長（三木康弘君） 笠井健康福祉次長。

○健康福祉部次長（笠井恒美君） ケースワーカーの年齢でございますが、生活保護担当

8名でやっております。それで、1人は女性で主に経理をやっただいております。それで、チーフが1人おまして、五十四、五と申します、ちょっと持ってませんので。あと30代、それから20代というふうなことで、生活保護の担当をしております。それで、ケースワーカーとして地域に出向いておるのは、主に6人が出向いております。それで、1人で行くときもありますし、2人で家を回らせていただいておりますのが現状でございます。

それから、議員のおっしゃることにつきまして、今後生活保護申請の取り扱いにつきまして民生委員と十分よく協議しながら申請者や受給者の状況を十分考えて社会生活の最終的なセーフティーネットとしてできるだけきめ細かな相談、それから地域福祉の増進、弱者救済という思いやり等をもって生活保護の事務に当たっていきたいというふうに考えております。

ケースワーカーについては研修会がありまして、それから議員のおっしゃるように、大学卒業の方につきましては3カ月ぐらいの研修で実務についております。それから、高校卒業の方につきましては、千葉の方に1カ月ほど研修に行って、それで即ケースワーカーというのではなく徐々に入っていくというような形で事務につくようにしております。大体1年ぐらいやっぱ研修期間が要るのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 月岡永治君。

○15番（月岡永治君） 人間が一番最高に困ったときに、1年の研修、すごい研修をされてきたんだと思うけども、3カ月の研修、また1カ月の研修、通信教育でこういった人の悲しみやそういうなものを解決できる人間になり得るのだろうか。そこのところを私考えるわけです。ですから、みんな人間同士兄弟として話をするのと、また人を指導していける立場にあるのと、どっちがいいか私わかりません。ですけど、親身になって話をする、その人のために話をするっていう人でないと私はケースワーカーではだめなんじゃないか、そのように思います。ぜひ本当にしんどい仕事で今やられている方、本当に大変な仕事でございます、ですけど住民の皆さん方はその人たちが頼りなんです、今とりあえずは。自分が自立するために一生懸命やろうとしよる中でも、ただ毎回毎回あんたどこ行っとった。一番悪いのは、隣の人に、同じもらっている人に聞くっていうことが悪いんですよ。あの人どこ行っとると、個人のことをなぜ他人に聞いて回っていくんだらうかと、ですから本人同士の話云々で連絡のとり方云々というものをもうちょっと勉強して、ぜひ

阿波住民の皆さん方の生活安定のために頑張っていたきたい、次長にお願いしときます。

もう時間がありませんが、その次、環境行政についてお聞きしたいと思います。

その中でも、これ今回は合併浄化槽のことについてちょっとお聞きします。

この中、環境問題については、国においても地球温暖化、原因となる温暖化の温室効果ガス、二酸化炭素や亜鉛、窒素っていうんですか、などの削減に向けて京都議定書が結ばれ、また来年から5年間こういう形で日本国も進めていこうとしております。徳島県も環境首都徳島憲章っていうのを宣言して環境には力を入れていくんだということでございます。

そんな中、平成13年4月から従来の単独浄化槽が全部だめになりまして、合併浄化槽が浄化槽であるっていうことでもうこれ完全に義務づけされたわけでございます。それで、合併浄化槽って一体何なんだということでございますけど、公共下水道、今市場で認可されておりますね、公共下水道や集落排水の我々吉野町にある集落排水、あのコミュニティープラントなどが整備できていない地域でトイレを水洗化にするとき設置する浄化槽のことをいいます。各家庭でできるもう本当に一番小さな規模でのこの公共処理施設、それが下水道と同じぐらいの効果があるということで、この合併処理槽を取りつけようとするわけでございます。

そんな中で、今毎回、市場のこの下水道の問題が出ていますけど、下水道事業検討委員会で今話ししていただいとしたいと思いますけど、検討委員会の経過と結果をお知らせいただきたいと思います。

それと、今年度の合併槽の計画数、それと今月までやられてきた基数をちょっとお教えいただきたいと思います。

それと、3番目の補助対象外になるエリア、それ申請されながら受け付けできなかった、その受け付けできなかった理由の中には地下浸透がだめだということで、そこに排水を流す場所がないということで保健所の許可が出とつても、受け付けまでしていたのに補助対象外ということでそれがもうできなくなった。そういった箇所が何カ所ぐらいあるのかお知らせいただきたいと思います。

○議長（三木康弘君） 洙田市民部長。

○市民部長（洙田藤男君） 月岡議員の環境行政についてということで、まず1点目につきましては旧市場町で計画されている下水道事業の検討委員会の結果はということでござ

います。

今日、市町村を取り巻く状況、特に財政事業が厳しさを増し、さらには町村合併等により下水道計画や下水建設にかかわる環境も変わってきております。旧市場町の下水道事業をどうするかということにつきましては、単に市場町の下水事情だけをとらえるのではなく阿波市全体の汚水計画を考えることが必要であると考えます。そのため、まず阿波市全体の汚水処理構想を策定し、その構想をもとに阿波市の汚水計画を立て、その中で市場地区の下水計画を見直していくという、そのような手順が必要であると考え、検討委員会を設置し協議をしております。

旧町での策定した汚水構想につきましては、吉野町につきましては農業集落排水と合併浄化槽、また土成町につきましては公共下水、農業集落排水、合併浄化槽、市場町につきましては公共下水と合併浄化槽、阿波町におきましては合併浄化槽という形で構想をつくっていましたが、検討委員会の中で、まず1点目といたしましては各種汚水処理施設の特性、また経済性、維持管理、整備の緊急性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた整備手法を選定する。また2点目といたしまして、汚水処理施設の整備に関する経済性を比較する場合、建設費のみでなく維持管理費や耐用年数を考慮したトータルコストにより比較する。3点目といたしまして、社会経済情勢の変化、少子・高齢化、人口の減少傾向などを踏まえた上で計画するというので、現在コンサルに委託をし、構想を進めております。平成20年3月24日までは構想ができてくるものと思われます。その後、また再度委員会において検討をしていく予定でございます。

次に、2点目といたしまして、今年度の合併浄化槽の計画基数は、また本年度までの全体の基数はということでございます。平成19年度の合併浄化槽の計画基数につきましては、5人槽が64基、7人槽が126基、10人槽が9基、11人以上50人槽までが6基、合計205基が今年度の計画基数となっております。

次に、本年度までの全体基数につきましては、合併後の阿波市になってから平成17年度の実績といたしまして193基、平成18年度では172基、平成19年度11月末までの申請数は142基となっております。

次に3点目、浄化槽補助金の対象外となるエリア、また申請されながら受け付けできなかった件数とその理由ということでございます。浄化槽の補助金の対象外となるエリアは、阿波市浄化槽設置整備補助金交付要綱第3条に補助金の交付の対象となる地域は市域のうち、下記下水道法第4条第1項の認定を受けた区域及び農業集落排水事業計画区域外

の地域とするとうたっております。ということで、市場町の下水道認可区域と吉野町の農業集落排水区域が対象外となります。

申請されて受け付けできなかった件数につきましては、補助対象外区域からの申請の問い合わせが4件ほどありましたが、これは区域外ということでお断りをいたしており、また浄化槽補助金申請されながら実績の段階において放流先の排水路が確保できていないということで地下浸透をするという件数が4件あり、そのうちの1件につきましては排水方法を改善し、補助金の対象となっております。また、1件につきましては、現在改修中でございます。また、1件が検討中で、残りの1件については申請を取り下げさせていただいたということでございます。申請前の放流先がない補助金等に関する問い合わせにつきましては、4ないし5件あったと聞いております。

なお、徳島県内においては、建築基準法施行令32条第2項により地下浸透処理を行う区域を設定されていませんので、この場合、放流先の確保を考えて申請してくださいという形で蒸発散装置をつけるとか、また排水管の布設をして排水路までのパイプ配管をする、またポンプアップをする等の指導を行いながら浄化槽の設置を推進しているところがございます。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 月岡永治君。

○15番（月岡永治君） 市長、下水道認可区域、本来これ私、厚生省の法律を見ましたら単独浄化槽でもいいっていうんですけど、今はもう完全にだめだそうでございます。ただ、お隣のさぬき市、これいつも我々ずっと言っていたんですけど、あそこは全戸合併浄化槽で処理するっていうんで有名な町だったんですよ。ですけど、今それをやっっていく中で、市街地ではその合併浄化槽を埋めるところがないと、場所が確保できないということで、今それが方向転換して下水道に変わっているんです。全国で今訴訟をしているのが神奈川県初め岐阜、埼玉を含めて8件か9件あるんですけども、今までしてきたところが全部住民側は敗訴っていうことで、これは下水道やりなさいと、国の政策が正しいっていうような結果が出てきとんです。というのは、密集地であの大きな合併浄化槽を埋めるっていいましたら何メートル掘らなあかんか知ってますか。その広さのないところは合併浄化槽もつかないっていうことなんですよ。ですから、密集地ではまず考えられない、グループでやるとか共同でやるっていうものでないと、これやっていけないんですよ。そういった人のためにも下水道っていうものも一つの選択肢の中に入れてやっていかないかん。

それと、さぬき市では今困っているのは、それを皆さんが一斉に下水に流したものだから悪臭とそういうのもう大変なことになっているというのを、今お隣の香川県さぬき市の僕朝日新聞の中で知ったわけです。ですから、そういうなものをやっぱり考えていかなんたら、そやけど単独槽と違いで汚濁物質量っていうのは、その合併浄化槽っていうのは90%それを解体できて普通生活排水が単独浄化槽の場合は32グラムで除去率が20%しかないんだけど合併浄化槽は90%できるということでこれ今全国でこの合併浄化槽の普及活動が起こってるわけです。そんな中で、阿波市は旧の吉野町にはそういうとごぞいません、土成町、市場、阿波町で排水が自分の家の近くにないっていうおたくがたくさんあるわけなんです。私、去年もおととしもそういう相談を受けてどうにかポンプアップしたり、それとか末流をそういう形で何かする方法っていうんでタンクをすとか蒸発散槽とかポンプアップとか、やり方はあるんですけどお金がたくさんかかるんですよ。本来は前に排水があればそこに流してもよろしいっていうのがこれ県の指導なんです、市の指導なんです。ですけど、今、部長言ようように、建築基準法施行令の32条の2で、徳島県は特定行政庁が地下浸透はだめだということで、そんなきれいな水で流してええものを地下浸透でその一軒家で従来住んどる人のその特権もさせないで、ポンプアップで何十メートル、100メートルも50メートルも先にほうりなさい。その費用を個人が持てますか、これ。本来行政がそこに排水をつけてあげるんが行政の仕事ちゃいますか。それをつけておらんと、その家にあなたのところは合併浄化槽、5人槽の33万2,000円上げませんよというて今、市は言よんですよ。これ意地悪でしょう。完全な同じ住民に対して、市民に対して、片っ方ではそういうなものが、排水の末流ができたからその人も排水の末流ほしいんですよ。ですけど、市がつけてくれないのに、この合併浄化槽をつけようとして家を建てようとしたって、その補助金を出さないっていうのはこれはもう本当におかしな僕政策やと思うんです。ですから、そこでポンプアップをしたり蒸発散槽をしたりくみ取り式にしたらいけるのであれば、そのおたくが新築をして新しい方が来るにしても、固定資産やこれから先の所得税を考えたときに何らかの補助をしてあげんならあかんのちゃいますか。それが片っ方ではあんたんとこはだめです、もう家を建てるとこまで来とって、これ末流がでкинからおまはんちやらんけん、こんな話で、これ事実かどうかわからんのですけども、それが事実環境センターに行ったり保健所に行って、こんな末流のないやつを何でこういふものを認めたんだというふうな職員さんがおるといふことであつたらこれおかしなことだと思うんです。

その今道路、県は道路割ってでもパイプを75ミリでも50ミリでも張って、そして下水に流してくださいと、メーターだと4メーター2,000円かそこいらしますけど、もしも20本しても80メーターなら80メーター、それにしてもお金はこれぐらいでできます。そしたら、これでこんだだけ差し上げますということで、その家は今クリアしたっていうことを言よんですけども、ポンプアップにしても今5万円かそこいらの水中ポンプを買って、くみ上げて、そして次の沢まで流すとか、そういうことでクリアした家があって補助金をもらっている。ほだけど、自分の土地に地下浸透さすということであっても、それは今は徳島県はそれはだめだということですけども、我々は行政としてその住民の解決策には何らならない。そしたら個人的に合併浄化槽いけたときに地下浸透するんですよ。同じ条例違反をするんであったら、助ける方法を考えなんだからいかなのじゃないかと私は思うわけです。

それで、その汚濁物質がそんなにきれいなもの、そしてどうしてもそこには下水云々というものができないっていう場合、県に陳情してあげたり、またうちの管理課に道路占有許可をとったり、そういうなものを指導していくのが私その環境課なら環境課のこの人の仕事でないかと思うんですよ。その人も本当に気の毒な、その家には気の毒なっていう考え方持っとんですけども、何かその人を救う方法、これから先阿波市の住民で今まで阿波市の住民で一生懸命頑張ってきた方、そして環境にというか、もう合併浄化槽しかできないそういう状況の中で、その家にいまだにまだくみ取り、そういうものでやらすおつもりなのかどうか。

市長、そのお金が、例えば補助とかそういうものを考えるつもりはないかどうか、ちょっとお聞かせください。

○議長（三木康弘君） 小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） 月岡議員のご質問にお答えをいたします。

やっぱり今のお話を聞いておりますと、行政というのは思いやり、法律に触れない限り思いやり、そういう立場に立って相談に乗るということが大事じゃないかと、このように考えてますので、やはりそういう対策は十分にすべき、とにかく職員一人一人は住民のためにあるわけですから、しっかりと相手の話をよく聞いて、そして思いやりというものをしっかり持って行政に当たらなければ、今言うように法律だけで解決ができるものではないというに考えてます。

また、法律も解釈のしようによってそれが違反する場合もあればかなう場合もあるわけ

ですから、そういうケース・バイ・ケース、柔軟に対応をしていかなければならないというふうに考えております。もし、本市にそのような事例がございましたときには、私自身も職員ともどもにそういうケースに立ち会いをして、そしてその人の立場に立った解決策をともに考えていきたいというふうに考えてます。

以上です。

○議長（三木康弘君） 月岡永治君。

○15番（月岡永治君） 今皆さん方これ聞いて、合併浄化槽が安くなったんでしょうけども、5人槽が33万2,000円、7人槽、6人槽が41万円、8人槽、10人槽が54万8,000円、我々これ10人槽っていうのが大体90万円から100万円であるという、旧の吉野町、我々知っとるときですね。これ金額見てびっくりしたんですけども、浄化槽自体が大量に生産できて販売価格が安くなったっていうこともあります。ですけど、この浄化槽は工事費云々ということで、そのしている家は大体金額30万円から40万円の工事費の上乗せっていうんでこの工事はやっているわけなんです。もしも蒸発散槽が50万円も要る60万円も要るっていうことであつたら、なかなかこの浄化槽っていうのはできないんです、一般家庭の人は。ですから、その中でその30万円がもらえるかももらえないかでその家が建つか建たないかというところまで本当になつとんですわ。ですから、そういうところで解決策を導いてあげる行政マンであつてほしいなあと。今、市長言われたような思いやりのある、そういうものにならないと、切り捨てるのはだれでもできるんですよ。ですから、そこでどういうふうにしたら、この家のこの浄化槽ができるようになるかといういろんな角度から物を見ていくっていう、そういう姿勢を職員にぜひ指導してください。そうしないと、もう泣き寝入りっていうか、そういう家庭がいたら、それをだれか相談できる人がいなかったら、私みたいなやかましい人ならすぐ言うてくれますけども、それを言う人がいない人であつたらもう黙って泣き寝入りせないかんということなんですわ。ですから、そういうところをぜひ職員の研修のときに、やはり住民の人がやっていく中でどういうふうにしたら一番解決していくのか、だめなものを無理やりっていうのでないんですけど、そういうことでやっていただきたい。

それともう一つは、来年から新築の家は合併浄化槽の補助金、多分県の方はやらないと、何か国はやるそうなんですけど、県はもう全部これを切っていくということになつとるようです。ですから、合併浄化槽、来年新築で来られる方はもう浄化槽のこれ補助費ないっていうことです。自分でしなければいかんということ。ですけど、寄附の方は幾らか

残すっていうことでございますけれども、国の政策でも今県はやらないというし、本当に弱者切り捨て、先ほど生活保護の家もそうでございますけれども、原油価格の高騰でこれだけ困ったり食品が上がったり、生活はもう本当に厳しい状態でございます。新しい年を迎えようとして、そして本当にこの灯油代云々っていうのも出ないというような、もう本当に低年金者の方や無年金者の方の生活は本当にもう苦しい、そのように思っております。

追い打ちをかけるようでございますけれども、行政側、そういったところで地域を見渡して、先ほど、心安らぐ阿波市をつくるんですから、皆さん方のお考えを傾注してぜひ住民のために頑張っていたきたいと要望いたしまして、私の質問終わりたいと思います。

○議長（三木康弘君） 以上で15番月岡永治君の一般質問が終了いたしました。

これをもちまして代表質問、一般質問はすべて終了をいたしました。

~~~~~

日程第2 議案第76号 平成19年度阿波市一般会計補正予算（第3号）について

議案第77号 平成19年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第78号 平成19年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第2号）について

議案第79号 平成19年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第80号 平成19年度阿波市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第81号 政治倫理の確立のための阿波市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について

議案第82号 阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第83号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第84号 阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第85号 阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第1工区）変更請負契約の締結について

議案第86号 伊沢小学校大規模改造工事変更請負契約の締結について

議案第87号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第 88 号 阿波市金清自然環境活用センターの指定管理者の指定について

議案第 89 号 阿波市土柱自然休養村管理センター及び阿波市土柱休養村温泉の指定管理者の指定について

○議長（三木康弘君） 次に、日程第 2、議案第 76 号から議案第 89 号までを一括議題といたします。

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 76 号から議案第 89 号までについては、会議規則第 37 条第 1 項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。各常任委員会におかれましては、第 4 回阿波市議会定例会日程日割り表に基づいて委員会を開催され、付託案件について審議されますようお願いをいたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、あす 12 日は休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、明日 12 日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告いたします。

13 日午前 10 時より総務常任委員会、14 日午前 10 時より産業建設常任委員会、同じく 14 日午後 1 時より文教厚生常任委員会です。

なお、次回本会議は 20 日午前 10 時開催いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 5 時 07 分 散会